

総務産業常任委員会審査会議録

1. 常任委員会日程 令和元年 12月 9日・10日

2. 会議を行った場所 箕輪町役場 301委員会室

3. 委員会審査順

審査順序	課 等 名	ページ
1	総 務 課	2～21
2	企画振興課・みのわの魅力発信室	21～28
3	税 務 課 (収納対策室)	29
4	産業振興課・商工観光推進室	29～32
5	建 設 課	32～34
6	水 道 課	34～38
7	会 計 課	38
8	議会事務局・監査委員事務局	38～39
9	請願・陳情	39～58

議事のおんまつ

午前 9時00分 開会

○11番 萩原総務産業常任委員長 おはようございます。[一同「おはようございます。」]
全員お揃いでありますのでそれではただいまより令和元年度12月定例会総務産業常任委員会に付託された案件につきましての審査を始めたいと思います。

今日の出席委員は7人でございます。

まず最初に議事録署名人の指名をさせていただきます。1番 伊藤隆議員、10番 中澤千夏志議員お願いいたします。

①総務課

○11番 萩原総務産業常任委員長 議案第1号 箕輪町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例制定についてお願いいたします。課長

○中村総務課長 おはようございます。それではよろしくお願ひしたいと思ひます。議案第1号 箕輪町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例制定についてでございます。これにつきましては本会議でもご説明しておりますが地方自治法また地方公務員法の一部改正によりまして今まで非常勤でありました職員の任用等につきまして明確にするために、会計年度任用職員という制度ができましたことに伴ひまして条例を制定するものでございます。細部につきましては人事係長から説明しますのでよろしくお願ひいたします。

○11番 萩原総務産業常任委員長 係長

○鈴木人事係長 それでは議案第1号 箕輪町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例制定ということでご説明をさせていただきます。先ほど課長が説明したように、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行によりまして今回、会計年度任用職員制度が新たに創設されることに伴ひまして、会計年度任用職員の勤務条件等を規定するために条例を制定するものでございます。第1号議案のパートタイム会計年度任用職員につきましては、常勤職員より勤務時間の短い会計年度任用職員の報酬、期末手当また通勤及び出張に係ります費用弁償等につきまして規定するものでございます。まず最初に第2条、第3条、第4条、第12条、第13条につきましては報酬に関することを規定するものでございます。こちらにつきましては常勤職員との均衡を踏まえ、その上限を定める他、支給方法、減額等につきまして定めるものでございます。続きまして第5条、第6条、第7条、第8条、こちらにつきましては手当に相当する報酬に関することを規定するものでございます。こちらにつきましては常勤職員に支給される手当のうちこれに相当する報酬として常勤職員の支給基準を踏まえ支給することを定めるものでございます。続きまして、第9条から第11条でございます。こちらは期末手当に関することを定めるものでございます。こちらにつきましては期末手当について支給基準を定め、支

令和元年12月定例会総務産業常任委員会審査

給基準を踏まえ、支給することを定めるものでございます。第14条、第16条こちらにつきましては費用弁償に関することを規定するものでございます。通勤に係ります費用弁償また職務のための出張等する場合に支払われる費用弁償について定めるものでございます。以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 ただいま説明がありましたけれどもこれに関しまして委員の皆様方から何かご質問ありましたらお願いいたします。岡田委員

○2番 岡田委員 お願いします。最初に対象になる人数ってのがもしわかりましたら聞かせいただけますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○鈴木人事係長 今回パートタイム会計年度任用職員につきましては現在の一般職非常勤職員さんが全てそちらの方に移行いたしますので現在では約400ぐらいになります。400人ぐらいです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 非常勤職員全員ということですか。係長

○鈴木人事係長 そうですね。今いらっしゃる非常勤職員さんは原則そちらの方に移行させていただきます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 ありがとうございます。非常勤職員の皆さんへの説明会等を計画されたりもう既に実施されてるかとも思いますけども本会議でも提案説明の際に質問があったとおりその対象となる非常勤の職員の皆さんからの心配事や不安というのめたくさん私聞いているのですが、なぜこの提案前に説明会が終わっていなかったのか。説明等がした際に要望や意見といったものを反映できるようなタイミングで説明会があれば理想的だと思うのですが今現在行っていると思うのですけど、なぜこの提案前に皆さんの意見をお聞きしなかったのかをお聞きしてもよろしいですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○中村総務課長 これは国の方で制度的に出来て来まして、制度的には課長には説明を前にはしてあります。その細かい制度設計につきましてはこの議案が通らないとできないわけでありまして、このタイミングで対象の皆さんには説明をしているところでございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 今課長の説明ですと議案が通ってから説明をというお話ですけどもう計画されてもう週内には説明会がありますよね。議案が通る前に説明会が計画されてると思うのですがその辺の整合性というのはちょっとお聞かせいただけますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○中村総務課長 通ってからっていうと16日以降になってしまいますが、すみません。提案した段階でということでございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 わかりました。是非対象の皆さんへの理解を十分にとっていただきたい

令和元年12月定例会総務産業常任委員会審査

いというふうに思います。もう1点来年度の予算への影響っていうのについてちょっとお聞かせいただきたいのですが、どれぐらいの予算、人件費が増えるのかってことについてちょっとお話いただけますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○鈴木人事係長 実際更新される人数とかによって前後すると思いますが、約1,200万円ぐらい増えるのではないかと今試算はさせていただいております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 その増える分の、なんていうのですかね、こう収入の見込みというか、完全に持ち出しなのか、交付税として何かしらあるのかというのはわかりますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○鈴木人事係長 今国の方で地方財政計画の方にはですね、交付税措置ということで今検討はさせていただいておりますが今ちょっとすみません、見えないところがございます。財源については。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 もう1点お願いします。費用弁償ですとか期末手当等の月数とってというのは近隣の町村とのバランスというか、様子とってというのはお互いバランスとりながらやっているのか、それとも箕輪町独自で決定してきてるのかというのについてお聞かせいただけますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○中村総務課長 近隣の状況をお聞きしながら決めております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他にございませんか。中澤委員

○10番 中澤千夏志委員 短時間パートさんの年度末手当の支給基準っていうのはここには記入されているのですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○中村総務課長 全ての方について規定されているわけですが、されております。ただ期末手当等につきましては社会保険に加入している方を対象としておりまして短時間の方については支給は想定していません。

○11番 荻原総務産業常任委員長 中澤委員

○10番 中澤千夏志委員 その社会保険適用がラインであるということはどっかに書いてありますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○鈴木人事係長 一応条例第9条のところですね、こちらの方で規定させていただいております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。岡田委員

○2番 岡田委員 ご説明では基本的にはこの制度の導入によって年収ベースで皆さん増えるというお話ですけども、場合によっては働き方説明があったときの整理をしたり働き

方の職員の異動があったり業務内容を整理する中で時間が実際減る部署もあると思うのですね。そうすると勤務時間が減ることによって収入が減ってしまうと。この制度の導入によって労働時間が減ることによる、勤務時間が減ることによって収入が減ってしまうという職員も出てきやしないかという心配があるのですが、そういった職員への対応についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○中村総務課長 制度ということで、この制度になったからということではなくて業務の内容を見直す中で時間が短くなるということは想定できます。この制度によって短くなるということではなくて事業見直す中でですね、短くなって結果的に時間短くなりますのでその分減るということは考えられます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 非正規の方からそういうご相談をたくさん受けるものですから、同じタイミングでこの制度の導入によって収入が減るというふうなことを心配をされている方がいらっしゃるの、ってかそういうシミュレーションを多分示されてるのだと思うのですが、でもそういった方については今のような説明をですね、丁寧に是非していただきたいなというふうに思います。そうしないと本当に何のための制度かというか、自分の収入が減ってしまうってことは本当に生活に直結すると思うので、是非丁寧な説明を理解を求めていただきたいなというふうに思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。中澤委員

○10番 中澤千夏志委員 先ほど前回の全協で労働組合とかの合意なければ実施をしないという町長のコメントありましたが例えばこの議案を先ほど対象のパートさん、会計年度任用対象職員の方々への説明を終えて合意を持って3月とかの議会で審議するということは考えられないのでしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○中村総務課長 労働組合とは協議を終えておりまして合意は得ているものと考えております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 中澤委員

○10番 中澤千夏志委員 会計年度任用職員の方々に、労働組合の参加対象になってる方はいらっしゃるのでしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○鈴木人事係長 現在一般職非常勤さんは組合には入っておりません。

○11番 荻原総務産業常任委員長 中澤委員

○10番 中澤千夏志委員 したがって、労働契約は本人と使用者という関係ですが要するに労働組合に参加されている意見は聞いたということですが、会計任用職員の対象の方々、労働組合に組織されていないので必ずしも今意見聴取を行った労使間協議の中では説明し合意をいただいているというふうに述べていますが対象者本人の説明あるいはリア

令和元年12月定例会総務産業常任委員会審査

クションについて集約されている現状というふうには見受けられないのですが改めてですが議案を3月に送るということはできないのでしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○中村総務課長 組合の中には正式に非常勤の方は入っておりませんが組合の方では一緒の労働者としてそういう方との意見交換もしております、したがって町としましては組合との合意によって非組の方も合意していると考えております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 青木委員

○3番 青木委員 今お聞きしててですね、雇用形態がちょっとわからないのですけれども一般的に判断すればたぶん雇用形態の中に今課長の説明あったように組合員でないということは想像できます。ですから多分そこは私の推測で申すわけですが、これを雇用形態、雇用契約の中に、あくまで報償でございますからここは世間の常識だと非組合員であるのだろうと私は想像するのですが、そこはちょっと確認ですがどうなのでしょう。雇用形態があれば例えばそれは給与扱いになるとか、世間の一般常識、常識というか一般形態からいけば雇用契約が発生するものは賃金、それから雇用契約の中でここは精査しなきゃいけないのですが通常非組合員は報酬でいいというように私も判断してますがそこはどうなのでしょう。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○中村総務課長 賃金か報酬かということよりも雇用形態の契約としましては本人と時間契約という時間幾らとか月額幾らという契約を取り交わしております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 青木委員

○3番 青木委員 私の聞き方が悪かったです。組合員、今中澤委員の意見があったもので、組合員か非組合員かという扱いは今役場の中においてはどうなのでしょうかっていう方に聞いた方がいいかと思えます。すみません。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○中村総務課長 組合員かどうかということは役場の町当局の考えではなくて組合側の考え方でありまして。一応町の組合としては今のところ町の正規職員を対象としているというように思っています。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他にございますか。中澤委員

○10番 中澤千夏志委員 残業が発生された場合1.25割増だとか休日割増っていう対応ですが、運用上残業というのは発生しているのか。あるいはタイムカードあるいは残業指示というルールが運用されているのか、その点お聞きしたいと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○中村総務課長 実際に発生する場合もございます。タイムカードは今のところ町の方では採用しておりませんが、それは上司の方からの命令ということでやっております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 発生するという。中澤委員

○10番 中澤千夏志委員 タイムカードは採用していないのですね。どうやってその労

令和元年12月定例会総務産業常任委員会審査

働時間をカウントしているのですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○中村総務課長 タイムカード云々につきましては昔から色々言われておりまして退社するときに、タイムカード押しますけどそうでなくて帰る前に押したりしてそれが果たしてそれでその時間っていうのを測れるかという議論がありまして箕輪町では採用しておりません。それにつきましては宿直者の確認ですとか自己申告によりまして把握しております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。中澤委員

○10番 中澤千夏志委員 単純な質問ですが現行では、残業あるいは休日出勤手当っていうものは支払われているのか、いないのか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○鈴木人事係長 現状では時間外が発生といいますか、時間外の流れとしまして、所属長の命令によりまして時間外はしていただいております。現在はそれも時間外については報酬を支払っております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他にございますか。岡田委員

○2番 岡田委員 すみません。本当に保育士さんの短時間勤務のような方朝とか夕とかの延長保育とかで働かれている方の本当に月に換算すると大変短い時間数になると思うのですが、そういう短い勤務時間の方たちのその収入も全て基本的には年収ベースで言えば上がるという考えでいいのか、それともちょっと外れる方はいるよというケースがあるのかどうかちょっとお聞かせいただけますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○鈴木人事係長 短時間の方につきましては現行を維持するようにですね、時給設定はさせていただきます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 それは週で、週の勤務時間で言うと何時間からですか。週でも月でもいいですけども合計何時間以内の勤務時間の方は現行の今おっしゃった時給設定になるのかというのを。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○鈴木人事係長 すみません。週で管理してなくて時給で設定をさせていただいて、今の長時間の方については勤務日数は5日間働く方だとかを想定して時給を設定して今現状の時給を維持できるような形で今考えています。ですので今長時間保育でいいますと1日3時間で5日間、15時間で今考えております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。中澤委員

○10番 中澤千夏志委員 先ほど財源の問題で地方財政計画に基づいて交付税とかのね、部分についてはまだ不透明というふうにありましたがその時点で要するに財源が確定していない段階で条例をこのまま運用していいものなのか、改めて先ほどの話ですが3月の議

令和元年12月定例会総務産業常任委員会審査

会に申し送ることはできないのかお願いします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○中村総務課長 財源につきましては先ほど人事係長が申し上げましたとおりまだ不透明です。ですので場合によっては単費ということになる可能性もあります。しかしこの法律自体が令和2年の4月1日施行ということになっておりまして先ほど来出ております皆さんへの説明とかも含めてこの段階で条例を出しませんと3月ではとても間に合わないかと思えます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 青木委員

○3番 青木委員 ちょっと今話を聞いて中澤委員の総務省と財務省であるこれからね、地財計画というものが12月ですかね、いつも総務省と財務省でやる。で、その地財計画によって私の思うには人件費というのは普通交付税では今まであったのですか。交付税で人件費が使えるという名目ではないような気がしますその辺はどうでしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○中村総務課長 交付税の算定の中に色んな10万人当たりの(聴取不能)な数字がございまして、当然その中には人件費も含まれております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。岡田委員

○2番 岡田委員 何度もすみません。先ほどすみません。1日3時間で5日の場合の15時間の方については、現行の時給を維持されるということで、そうしますとその方の期末手当というのはどのように計算されるのか。ちょっとお聞かせいただけますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○鈴木人事係長 期末手当の支給対象者につきまして先ほど課長が説明したように社会保険の加入ということで今やっておりますので、時間が短い方は社会保険には入れられないのでちょっと期末手当は支給されないと解釈しています。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 そうしますと確認ですが、その短時間の方については時給のみということで現行維持ということは、年収ベースも現行と変わらないってことで、今と全く変わらないということで考えてよろしいですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○鈴木人事係長 務める時間によってまた年収も変わってくると思うのですが、今までどおりに働きになれば、年収は今までどおりのものに考えております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それではないようでありますので討論に入ります。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論ございません。それでは議案第1号 箕輪町パ

令和元年12月定例会総務産業常任委員会審査

ートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例制定について議案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは最終日報告をさせていただきます。

次に、議案第2号 箕輪町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例制定について、課長

○中村総務課長 それでは議案第2号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例制定についてお願いいたします。これにつきましては先ほどのパートタイム会計年度任用職員と同じ制度にのっとりましてフルタイム会計年度任用職員につきまして条例を整備するものでございます。細部につきましては人事係長から説明しますのでお願いいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○鈴木人事係長 それでは、議案第2号 箕輪町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例制定ということでご説明させていただきます。議案第2号につきましては、常勤職員と勤務時間の同一の会計年度任用職員の給料、諸手当について規定するものでございます。第2条、第3条、第17条、第18条、第19条につきましては給与に関することを規定するものでございます。給与の種類、支払方法、減額等について定めるものでございます。続きまして第4条から第7条、こちらにつきましては給料について定めるものでございます。給料につきましては、常勤職員の例によりまして基準を定めるものでございます。続きまして第8条から第13条、諸手当に関することを規定するものでございます。こちら諸手当、通勤手当、また特殊勤務手当等につきまして常勤職員の例によりまして支給することを定めるものでございます。第14条から第16条、こちらにつきましては期末手当につきまして定めるものでございます。期末手当につきましては支給基準を定め、支給基準を踏まえ、支給することを定めるものでございます。以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 何かご質問ございますか。中澤委員

○10番 中澤千夏志委員 フルタイム会計年度職員の対象人数は今現在何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○鈴木人事係長 現状ではフルタイムの会計年度任用職員に当たる方はいらっしゃいません。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。中澤委員

○10番 中澤千夏志委員 今後パートタイムをフルタイム化するという要するに余地をこれで担保するっていう意味合いの提案ということを確認していいのですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○鈴木人事係長 そうですね。条例を整備させていただいて、フルタイム会計年度任用職員も任用できるようにさせていただくものでございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 中澤委員

令和元年12月定例会総務産業常任委員会審査

○10番 中澤千夏志委員 その任用基準ってというのはこの条例の中にどっかに触れていますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○鈴木人事係長 こちらはですね、任用基準につきましては地方公務員法の第22条の2第1項第2項の規定ということで地方公務員法でうたわれているものでございます。そちらでフルタイムとパートタイムっての分けてますのでそちらの方で規定するものがございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他に。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 ないようでありますのでそれでは討論に入ります。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論ありませんので議案第2号 箕輪町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例制定について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議なしと認めそれではあとで後ほどご報告いたします。

それでは、議案第4号 箕輪町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について説明をお願いいたします。課長

○中村総務課長 これにつきましても地方公務員法の一部改正によりまして法律の方が変わったために条例の整備をするものがございます。細部につきましては人事係長からお願いいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○鈴木人事係長 それでは議案第4号の説明をさせていただきます。こちらにつきましては、先ほど課長がいったように地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして会計年度任用職員が創設されますのでこちらの会計年度任用職員が、条例の対象となることに伴いまして所要の整備を行うものがございます。こちら議案第4号につきましては条例で引用しております地方公務員法の条項変更に伴いまして一部改正をするものがございます。こちら地方公務員法の第22条が変更となったための改正をするものがございます。以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 ただ今説明はありました。これについてご質問等ございましたらどうぞ。岡田委員

○2番 岡田委員 すみません。これ最初の方に出てくる公益法人等への職員の派遣とありますけどもこれ現在何人対象になる方がいらしてどこに派遣されてるのかというのを聞かせいただけますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

令和元年12月定例会総務産業常任委員会審査

○鈴木人事係長 現在ですね、派遣が箕輪町社会福祉協議会にお一人、上伊那農業協同組合にお一人のお二人でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 ないようでありますので、討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第4号 箕輪町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について議案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 なしと認めます。それでは報告をいたします。

次に議案第5号 箕輪町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について説明をお願いいたします。課長

○中村総務課長 人事行政改正につきましても地方公務員法の一部改正によりまして条例の整備を行うものでございます。細部につきましては人事係長からお願いします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○鈴木人事係長 議案第5号の説明をさせていただきます。こちらですね、会計年度任用職員が条例の対象となることに伴いまして所要の整備を行うものでございます。こちらにつきましてはフルタイム会計年度任用職員の状況等を公表するために今回規定をさせていただき一部改正となっております。以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 これについてご質問等ございましたらお願いいたします。岡田委員

○2番 岡田委員 すみません。改正案のところにある及び以降の第22条の2第1項第2号に掲げる職員というのがこの会計年度任用職員に当たるという解釈でよろしいでしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○鈴木人事係長 こちら加えているものがですね、フルタイムの会計年度任用職員となります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論に入ります。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第5号 箕輪町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について議案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

令和元年12月定例会総務産業常任委員会審査

○11番 荻原総務産業常任委員長 それではなしと認めます。最終日に報告いたします。

それでは、議案第6号 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について説明をお願いいたします。課長

○中村総務課長 議案第6号でございますが、こちらにつきましても地方公務員法等の一部改正によりまして改正するものがございます。会計年度任用職員という職員制度ができますのでその人たちについても分限の対象にするというものでございます。細部につきまして人事係長の方からお願いいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○鈴木人事係長 議案第6号につきましてご説明させていただきます。こちらにつきましては先ほど来出ております会計年度任用職員が条例の対象となることに伴いまして所要の整備を行うものでございます。こちらにつきましては、会計年度任用職員の休職の期間につきまして規定するために、一部改正するものでございます。以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 ただ今説明がありました。これに対してご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。中澤委員

○10番 中澤千夏志委員 今ちょっと6号の趣旨ですけどもう一度お願いします。今係長の述べた説明を。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○鈴木人事係長 こちらにつきましては会計年度任用職員の休職の期間につきまして規定するものでございます。それに伴いまして一部改正を行うものでございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他にございますか。岡田委員

○2番 岡田委員 議運の際にもその分限という言葉、私今回初めて知ったのでその説明を求めたのですがこの分限というものの意味と休職というものの、この改正に関するこの繋がりがよくわからないのですけども。すみません。分限ってのはなんかこう町長の説明だとその懲戒等の処分等に関係するような意味合いだというふうにお聞きしたのですが、それとその休職というものの繋がりについてちょっとお聞かせいただけますか。条例そのものの説明になってしまうかと思うのですけども、この分限に関する条例というものの。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○鈴木人事係長 こちら分限につきましては、職員の意に反する休職の自由並びに職員の意に反する後任また免職及び休職の手続並びに効果並びに失職の特例に関する規定するものでございます。分限と懲戒処分がございましてこちらは分限の方を規定する条例でございまして、はい。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○中村総務課長 分限についてはそういうことでございます。この改正は会計年度任用職員は基本的に1年という単位で採用しますのでこの休職期間につきましては通常ですと3年という期間がございましてそのためにこの1年、この任務権者が指定する範囲ないということにする条例の改正でございます。

令和元年12月定例会総務産業常任委員会審査

- 11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。岡田委員
- 2番 岡田委員 3年を超えない範囲内というものは実際問題、そのちょっと体制、新旧対照表を見てもちょっと言葉の解釈が難しいのですが、そうすると1年ごとの職員の採用っていうことになるとその1年を超える部分についてはどのように対応するのですか。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 課長
- 中村総務課長 どのようにといたしますか、ですので1年、最長1年ということですね。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 中澤委員
- 10番 中澤千夏志委員 これは要するに1年更新、雇用契約を更新していくのだけでも休職に当たっては要するに3年までいいよってことなのですか。あるいは任命権者が認める期間、任期にいかない以内休職してもいいよってという解雇しないよというそういう意味なの。よくわからないのだけど。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 係長
- 鈴木人事係長 先ほど課長が説明したように会計年度任用職員につきましては1会計年度で要は最長1年ですので、その期間の中で任命権者の定める期間内は休職していいという、3年というのは正規職員は3年あるのですが、それを今回は会計年度任用職員の創設に伴いましてその中で期限内の定めるものということで改正をするものでございます。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 中澤委員
- 10番 中澤委員 今提案されているものに関連するのかなのかちょっとわからないのですが、要するに労働契約法18条ってやつの中には更新5年重ねた場合当該使用者に無期労働契約を転換申し入れた場合、使用者は当該申し込みを承諾しなければならないという契約法があるのだけれど、その労働契約法第18条で規定されている要するに5回、要するに会計年度5回継続してその人には普通労働契約法上では、要するに更新を申し入れる権利を認めてるのだけれど、この今の条例改訂の中にはその労働契約法第18条っていうのは保障されているのかいないのか。今その休職というところにしかその議案にはないのですが、その全体像がよくわからないのですが、教えてください。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 中澤委員に申し上げます。この条例に関することであって今おっしゃっているのはここで議論をされる内容ではない。ですので議案第6号、この件についてのご質問等ならいいのですが。他に。
- （「なし」の声あり）
- 11番 荻原総務産業常任委員長 それでは討論ありますか。
- （「なし」の声あり）
- 11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第6号 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり決することにご異議ございませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 11番 荻原総務産業常任委員長 異議なしと認めます。それでは最終日報告いたします

す。

それでは議案第7号 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例制定について説明をお願いいたします。課長

○中村総務課長 この条例の改正につきましても地方公務員法の改正によりまして会計年度任用職員についても対象とするというものでございます。細部につきましては、人事係長説明させます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○鈴木人事係長 それでは議案第7号につきましてもご説明させていただきます。こちらでも会計年度任用職員が条例の対象となることに伴いまして所要の整備を行うものでございます。こちらにつきましては会計年度任用職員のパートタイム会計年度につきましても報酬を支払いますので報酬の減給につきましても規定するため一部改正をするものでございます。以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 ただいまの説明に何かご質問ご意見等ございますか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 なしと認めます。それでは討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは、議案第7号 職員の懲戒に関する条例一部を改正する条例制定について原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 なしと認めます。それでは最終日報告いたします。

議案第8号 箕輪町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について説明をお願いいたします。課長

○中村総務課長 議案第8号につきましても会計年度任用職員につきましても条例の整備をするものでございます。細部につきましては人事係長からいたしますのでよろしく願いいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○鈴木人事係長 それでは議案第8号の説明をさせていただきます。こちらにつきましては会計年度任用職員を含みます非常勤職員の勤務時間、休暇等につきましても規則で定める旨を規定するため一部改正をするものでございます。以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 ただいまについて何かご意見ご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それではなしと認めます。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第8号 箕輪町

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議なしと認め最終日報告いたします。

議案第9号 箕輪町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてお願いいたします。課長

○中村総務課長 議案第9号の条例改正につきましても会計年度任用職員についてまた非常勤の職員について、育児休業について定めるものでございます。細部につきましては人事係長から説明しますのでお願いします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○鈴木人事係長 それでは議案第9号についてご説明をさせていただきます。こちらにつきましては会計年度任用職員を含みます非常勤職員の育児休業の取得可能期間等につきまして規定するため、一部改正を行うものでございます。以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 ただいまの説明に何かご質問ご意見等ございますか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 なしと認めます。それでは討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第9号 箕輪町の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議なしと認め、最終日報告いたします。

議案第10号 箕輪町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について説明をお願いいたします。課長

○中村総務課長 議案第10号につきましても地方公務員法、また地方自治法の改正に伴いまして会計年度任用職員の制度に伴います条例改正でございます。特別職の非常勤、今まで箕輪町ではかなり広範囲に定めておりましたが、今回の法改正によりましてかなり限定的になってきております。そういった関係で今まで事務嘱託員さんのような方につきましてこの条例では削除しまして先ほどの第1号議案の方の会計年度任用職員の方に移るものでございます。細部につきましては人事係長から説明しますのでお願いいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○鈴木人事係長 それでは議案第10号の説明をさせていただきます。こちらにつきましては条例で引用しております地方自治法の条項変更に伴う改正また先ほど課長も説明したように特別職非常勤につきましては職務が限定されましたのでそちらによりまして、特別職非常勤職員から一般職会計年度任用職員への移行するために、別表を改正するものでござ

います。以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 ただいまの説明に何かご異議ご質問等ございましたら。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それではなしと認めます。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第10号 箕輪町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議なしと認め最終日報告いたします。

議案第12号 箕輪町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について説明をお願いいたします。課長

○中村総務課長 議案第12号につきましては成年後見人制度の促進に関する法律の一部改正、成年被後見人等であることのみをもって不利益にならないということを定める法律がありましてそれに伴いまして今回消防団員に関しまして条例の一部改正をお願いするものでございます。細部につきましては係長から説明させますのでお願いいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○潮田消防防災係長 議案第12号について説明をさせていただきます。こちらにつきましては成年後見人制度の利用の促進に関する法律に基づく措置としまして成年被後見制度等であることを理由に不当に差別されないよう、適正化を図ることを講ずることに併せまして条例の一部を改正するものでございます。具体的には消防団員になることに当たりまして現行の条例では第4条につきましては成年被後見人または被保佐人に該当するものにつきましては団員となることができなくなっておりますのでこの条文を削ることをもって改正をしたいと考えております。以上です。よろしく申し上げます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 ただいま説明ありました。これについて質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは、議案第12号 箕輪町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議なしと認め、最終日報告いたします。

それでは議案第13号 箕輪町の一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例を

廃止する条例制定について説明をお願いいたします。課長

○中村総務課長 議案第13号につきましても会計年度任用職員の適用によりまして廃止するものでございます。これにつきましては令和2年3月31日まで現在の制度にのっとっている方については引き続きその後もそれを適用するという附則をつけてございます。以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 ただいまの説明についてご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 なしと認めます。それでは討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは、議案第13号 箕輪町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例を廃止する条例制定について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議なしと認め最終日報告いたします。

議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)、総務課に係わる案をお願いいたします。課長

○中村総務課長 補正予算をお願いいたします。歳入歳出ともにありますので、それぞれ担当係長から説明しますのでお願いいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○川合総務係長 まず初めに補正予算書の方第3号でございますがこちらの13ページを開きください。13ページ、17款 県支出金でございます。0302 総務費委託金でございます。82万6,000円の歳入増としております。こちらにつきましては、7月21日執行の参議院議員選挙におけます精算処理を現在行っているところでございますが、交付金の額が増額されることに伴いまして補正するものでございます。続きまして16ページをお願いいたします。20款 繰入金でございます。0301 財産区繰入金としまして78万9,000円の増となっております。1点目が0259 財産区議会議員選挙費としまして31万5,000円、こちらにつきましては年明けの2月2日執行予定の財産区選挙にあたりまして、現在大出財産区につきましては2年任期でやっけるわけですが1年ごと改選したいという申し出がございまして、それに対応する繰入金を補正するものでございます。2点目が財産区繰入金増としまして47万4,000円でございますが、こちらにつきましては中曽根財産区でございますが、そちらを増設をするのに当たりまして中曽根区に工事を依頼して支障木の処分工事を行うものでございまして一般会計へ繰り入れ、その後またあとであれですけれども歳出の方で中曽根区へ支出するというものになります。続きまして歳出の方でございます。20ページの方をお願いいたします。02款 総務費 0201 一般管理費でございます。人件費の方

につきましては後ほど人事係長の方で説明いたしますので13の委託料でございます。55万5,000円の増としまして不燃ごみ処理委託料の増でございます。こちらにつきましてはですね、旧おごち保育園でございますが、台風の影響で屋根が飛びまして、あそこにかんりの色々な物品類を保管しておりました。机、椅子等々、色々な物が各課保管していたのですけれども、その雨によって浸水してしまって使い物にならないものが大量に廃棄物として出てまいりますので、これにつきまして業者委託して一括で処理を行うというのが主なものになります。次に19の負担金、補助金、交付金でございます。47万4,000円、こちらが先ほど歳入の方で説明しました中曽根区へ支出するものの47万4,000円になります。続きまして0202庁舎管理費でございます。89万7,000円の増としましてまず初めに庁舎排水施設修繕ということで34万7,000円、こちらにつきましては役場北側の駐車場と図書館の雨水をですね、松島区が管理してます新井の水路へ落としてる水路がちょうどなんていうのですかね、東側にあるのですけれども、こちらにつきましては7月23日の短時間大雨の際でございますが水路を水が超えて、その現場を見ているわけではないのですけど、超えて畑に流れ出してたと、確かに以前もそういった傾向があったのですけども明らかにそうだという事象が出てこなかったのですが今回の大雨によって排水路から飛び出て、水位が高かったために水路が出て飛び越えていったのだろうということがまず容易に確認できる現場で分かったものですからこちらにつきましては松島区から改善の要望がございまして、協議してきまして出口をできるだけ新井の水路に平行に出すというようなことではいかかという事で提案しまして、松島区の方も了解されましたのでここで34万7,000円補正しまして対応したいというものでございます。それから2点目が庁舎北側駐車場舗装修繕ということで毎年修繕で対応させていただいておりますが保健センターの利用者の区画、駐車場が大きく落ち込んでいるということで水たまりがかなりできてしまうということで今回修繕対応を補正するものでございます。

○小林セーフコミュニティ推進室係長 引き続きまして0203防犯推進事業費でございます。11の需用費、02燃料費を11万6,000円補正をお願いするものでございます。これは10月から導入しました安全安心パトロール車の燃料費でございます。実際に運用を始めたところ、実際の走行距離以上に駐留警戒時の回転灯を回すために、エンジンをかけておかなければバッテリーが上がってしまうということで想定よりも燃料を要することが判明したために今回補正をお願いするものでございます。その下0221情報化推進費でございます。13委託料、01委託料でございますけれどもこちらWindowsサポート終了対応業務委託といたしまして214万9,000円増額補正をお願いするものでございます。これは現在新クライアントサーバのOSがWindowsサーバ2008でございます。こちらのサポートが来年の1月14日に終了することから当初予算にてWindowsサーバ2016へ更新することとしていたわけでございますが、更新するOSに対応する端末のライセンスの購入が別途必要であることが判明いたしまして今回端末のライセンスの購入及び設定の委託料の補正をお願いするものでございます。またページ移りまして18の備品購入費、01の備品購入費でござ

います。400万円減額補正するものでございます。これは今年度 Windows10 のパソコンを購入した際の入札差金につきまして減額するものでございます。おめくりいただきまして 22 ページにまいります。22 ページの中ほど 0241 交通安全対策費でございます。19 負担金、補助金及び交付金の 03 の交付金につきまして運転免許自主返納交付金を 20 万円増額補正をお願いするものでございます。高齢者運転免許証自主返納支援交付金は当初年間 100 件を想定しておりまして 100 万円計上していたところでございますけれども本日現在で 70 件ということで、昨年度の年間実績 77 件を上回るペースで申請があることから年間 120 件 1 月当たり 10 件相当見込みまして、20 件分 20 万円の補正をお願いするものでございます。

○川合総務係長 続きまして 24 ページをお願いいたします。24 ページの中ほどにあります 0259 財産区議会議員選挙費でございます。こちらは先ほど歳入の方で説明しました大出財産区の分が増えることによりまして所要の経費を計上したものでございます。その下 0264 参議院議員選挙費でございます。こちらの方も先ほど歳入の方で説明いたしましたとおり、歳入増に伴います予算組替となりますのでよろしくをお願いいたします。

○鈴木人事係長 それでは給与費につきましてご説明をさせていただきます。46 ページをご覧くださいと思います。それでは給与費明細書で説明をさせていただきます。今回の補正の主な要因といたしましては年度途中の退職者また人事異動に対応する部分につきまして補正するものでございます。こちら(1)として総括でございますが、職員が年度途中 2 人退職したことによりまして給料、手当、共済費の減でございます。職員手当の内訳でございますが、扶養手当、住居手当、通勤手当、また児童手当につきましては支給対象者の変動及び再度積算した結果によりまして減でございます。続きまして、47 ページをご覧くださいと思います。こちら(3)給料及び職員手当の状況でございます。こちらのウの級別職員数でございます。こちら年度途中で退職したものが 3 級の職員でございます。こちらが 60 人から 58 人に減ったものでございます。続きまして 48 ページをご覧くださいと思います。エの昇給の部分でございます。こちら先ほどご説明したように 3 級の職員が 2 人退職しましたので 196 人から 194 人に減りまして昇給にかかわります職員数が 183 人から 181 人に減ったものでございます。こちらの該当する職員につきましては 4 号俸昇給する予定の職員でございましたのでそちらの職員が 147 人から 145 人に減ったものでございます。特別会計につきましては国保の特別会計がこちらでございます。こちらにつきましては手当の支給対象者の変動等に伴うものの補正でございます。また水道、下水道会計につきましては人事異動に対応する部分等につきまして補正するものでございますのでよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それではただいまの説明に対してご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。岡田委員

○2番 岡田委員 すみません。21 ページのパソコンの備品購入費で入札差金 400 万円ってことなのですが、当初が幾らで設定されてこの差金になったのかちょっとお聞かせいただけますか。

令和元年12月定例会総務産業常任委員会審査

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小林セーフコミュニティ推進室係長 当初予算は1,385万3,000円でした。実際に入札を経て契約をいたしたところでございますけれども、878万9,019円ということでした。500万円ほど残額生じましてここで400万円は減額補正をさせていただくものでございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。岡田委員

○2番 岡田委員 ありがとうございます。差金の額と入ってくる額っていうのは、これ若干違うっていうのは、すみません。教えていただけますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小林セーフコミュニティ推進室係長 入ってくるといいますか、減額する金額のことだと思うのですが、実際には現在500万円ほど残っているわけでございますけれども、プリンター等これまでも補正をお願いをして対応させていただいたところはあるのですが、故障をして急な支出が求められる場合がございます。その関係もございまして100万円残しておくという考えでございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 ありがとうございます。すみません、ちなみにその落札された業者さんというのは町内の業者と考えていいのか。何か特別な理由があって別の業者の方へのちよっとお聞かせいただけますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小林セーフコミュニティ推進室係長 特に町内町外というわけではございませんけれども1件目トーテックアメニティさん、NEC フィールドディングさんが2件ですかね。という形で実際に入札を終わった結果、こちらが落としているということでご了解いただきたいと思っております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他にございますか。議長

○中澤議長 さっきの給与費明細の説明の中で正規職員が2名減った、途中でお辞めになった。この減った分というのは来年の4月に補填というか元へ戻すというかそんなことを考えておられるのかっていう点と、当面2人減員になった分をカバーされてるわけですね。さっき産休の職員の方お二人っていうことで、一人は保母さんですか、二人とも保母さんですか。産休だけど保母さんじゃないの。保育士さんじゃなくて。いずれにしろその欠員になっているのはどうやってカバーしているとかその辺ととにかく4月にはちゃんと元へ戻すのかどうかっていう、減ったままでやっていっちゃうのか、ということです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○中村総務課長 この二人の減員、減の状態につきましては産休明けの方が何人かいましたその方も含めて充てております。またここで言うのもあれなのですが実際に出てきていなかった職員がおりまして実質的には、というようなこともあります。それから来年度につきましては退職の職員もおりますので総体的な中で考えていきたいと思っております。

令和元年12月定例会総務産業常任委員会審査

- 11番 荻原総務産業常任委員長 他にございますか。
（「なし」の声あり）
- 11番 荻原総務産業常任委員長 ないようでありますので討論ございますか。
（「なし」の声あり）
- 11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)総務課に係わる件につきまして原案どおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 11番 荻原総務産業常任委員長 なしと認め、最終日報告いたします。

【総務課 終了】

②企画振興課・みのわ魅力発信室

- 11番 荻原総務産業常任委員長 それでは会議を再開をいたします。企画振興課・みのわ魅力発信室に係わる案件を議題といたします。

それでは議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)、企画振興課・みのわ魅力発信室に関する説明をお願いいたします。課長

- 毛利企画振興課長 令和元年度の箕輪町一般会計補正予算(第3号)の企画振興課に係わる部分につきましてご説明を申し上げます。細部につきましては担当の係長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

- 11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○柴宮財政係長 それでは議案第14号の一般会計補正予算(第3号)につきましてご説明を申し上げます。6ページをご覧ください。第2表の繰越明許費でございます。民生費の児童福祉費ですが木下保育園の建設事業ということで1件、それから農林水産業費、林業費で松林保護樹林帯の造成業務委託を1件、それから土木費、道路橋梁費で社会資本整備総合交付金事業の道路改良事業で1件、それから同じく土木費、道路橋梁費で防災・安全社会資本整備総合交付金事業橋梁長寿命化事業ということで長寿命化の点検業務につきまして1件、それから同じく土木費、道路橋梁費で狭あい道路整備等促進事業で町道115号線につきまして1件、それから最後が災害復旧費の農林施設災害復旧費で林道峯山線の災害復旧事業で1件ということで合計6件、2億2,227万7,000円を繰り越すものでございます。続きまして7ページになります。7ページが第3表地方債補正でございます。上の表が追加でございますが1行目が学校教育施設等整備事業債でございます。小中学校のトイレの洋式化、多目的トイレ設置にかかわる設計業務委託に充当するための1,900万円、それから190万円失礼しました。それと次が農地農林施設災害復旧事業債でございますが台風19号で被災しました林道峯山線の災害復旧事業に充当するための580万円、こちらの借入限度額を追加するものでございます。下の表になります。衛生施設整備事業債は木ノ下駅のトイレの整備工事に多目的トイレ等を整備するために560万円を追加し1,580万

円に、それから次が保育園整備事業債でございますが、木下保育園の用地造成工事に充当するために9,140万円を追加し1億7,150万円にするものでございます。それでは引き続き歳入歳出予算の補正をご説明いたします。まず歳入から説明をさせていただきます。10ページをご覧ください。10ページの12款 地方交付税でございますが特別交付税を見込額で1億円計上いたしました。続きまして14ページをご覧ください。18款 財産収入でございます。こちら減債基金の運用収入を50万4,000円増額するものでございます。続きまして16ページをご覧ください。20款の繰入金でございます。財政調整基金からの繰入を3,000万円減額いたしました。それから18ページをご覧ください。18ページが23款 町債でございますがこちらにつきましては先ほど7ページの地方債補正でご説明差し上げた内容が記載されております。続きまして歳出の説明になります。

○安積U・Iターン推進係長 歳出の方をご説明をいたします。おめくりいただきまして22ページをお願いいたします。中ほどの0236 移住・定住推進事業費であります。補正額では1万2,000円の減額ということになります。節でご説明いたします。9節旅費につきまして10万6,000円。これにつきましては都市部で行っております移住相談会の回数増えたりしましてそれにかかわる職員旅費でございます。13節の委託料であります。これ移住体験ツアー等の事業を委託で行うという予定でございましたが若干不用額が見込まれますので現在のところ見込まれる額25万円を減額をいたします。それから14節の使用料及び賃借料であります。旅費と同様でございます。移住相談会におきましてブースを出展をいたします。ブースについては使用料取られるものですから、それについて若干不足額が見込まれますので13万2,000ほど補正をお願いするものでございます。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○柴宮財政係長 続きまして23ページをご覧ください。1番上の0299でございます。減債基金費です。50万4,000円の増額でございます。こちらにつきましては財産収入の利子分を増額するものであります。続きまして44ページをご覧ください。12款の公債費であります。1201の長期債償還元金でございますがこちらが77万9,000円の増額でございます。こちらにつきましては借入れの金利の見直しによりまして元金の方が増えてきましたということで77万9,000円の増額を要求するものです。続きまして1202の長期債償還利子でございますがこちらにつきましては支出見込額を算出したしまして1,306万4,000円を減額するものでございます。引き続き45ページをご覧ください。45ページの14款 予備費でございます。1401 予備費ですがこちらは歳入歳出を調整いたしまして1,030万2,000円を増額するものでございます。予算につきまして以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは補正の企画振興課・みのわ魅力発信室にかかわる案件であります。ご意見ご質問等ございましたらお出してください。岡田委員

○2番 岡田委員 すみません。22ページの移住体験ツアー業務委託料減ということなのですがこの減の理由をちょっとお聞かせいただけますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○安積 U・I ターン推進係長 移住体験のツアーということで計画をいたしておりましたの中で予定をした委託事業者がございました。正直言いまして若干事業者の問題がございまして移住体験ツアー、その事業者に対するものについては好ましくないということで一応見合わせを正直にいたしました。内容につきまして移住のツアーにつきましては一定のスケジュール組んでやってるものですからすぐに違う形でというのが難しいってことありまして違うツアーも含めてなのですが、違う形で説明会を増やしてるとかいう中で今年度はいこうかなということで見込みとして一旦こちら全額ではないのですが、一部を減額させていただいたということでもあります。これにつきましては長野県内で他の市町村もやはり同じように計画しているところありましたが同様にやはり見合わせるというような情報がございます。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他にございますか。青木委員

○3番 青木委員 起債の変更の部分で衛生施設、木ノ下の多目的トイレの件ですが、この起債の増額は当初の見込みから変わっちゃったのか、あるいはその途中で工事を追加工事のために増額 800 万の補正ですかね、起債の部分で限度額 1,580 万になってますが財産管理費で 800 万の補正、増額になってます。この内訳ですが今言うように当初見込みから増えた原因は何でしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○柴宮財政係長 木ノ下トイレの変更ですけども当初見込みよりもですね、トイレ設置場所までの給水設備、本管がかなり当初見込んでいた場所よりも遠くにしか本管が来てなかったということで給水するためのそういった工事費の増額、それからトイレ機能に多目的トイレ化するというものが設計の検討段階の中で出てきたものですから、それに伴う増額でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それではないものと認めます。それでは討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。

それでは議案第 14 号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第 3 号)企画振興課・みのわ魅力発信室に係わる分について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議なしと認めます。その旨本会議で報告いたします。

次に議案第 20 号 箕輪町公の施設の指定管理者の指定期間の変更及び指定管理者の指定についてを議題といたします。課長

○毛利企画振興課長 議案第 20 号につきましてご説明をさせていただきます。詳細につき

ましては財政係長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○柴宮財政係長 議案第20号でございます。箕輪町公の施設の指定管理者の指定期間の変更及び指定管理者の指定につきましてでございます。こちらですけれどもまず上の指定管理者の指定期間の変更でございます。にこりこキッチンたべりこにつきまして現指定管理者の株式会社みのわ振興公社より事業継続が困難であるということから、指定管理を辞退する旨の申し出がございまして指定期間を令和元年12月31日までに変更するものでございます。これに伴いまして8月の20日から9月20日の1カ月間でございますが新たな指定管理者の公募を行い2社からの応募がございました。そちらの応募の内容につきまして審査を行い、審査の結果有限会社山彦化成工業を指定管理者候補者として選定いたしました。こちらで指定期間につきましては令和2年1月の1日から令和5年3月31日までの3年3カ月を指定の期間として予定しているものでございます。こちら箕輪町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づきまして指定管理者の指定期間の変更と新たに指定管理者を指定するために提案するものでございます。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 ただいま説明がありました。これについてご意見ご質問等ございましたらお出してください。岡田委員

○2番 岡田委員 すみません。全協でこの旨の説明があった際に中澤議員さんの方からその中で働く方の勤務実態というか、勤務予定の時間がかなりタイトじゃないかというような話が質問がありまして、労働環境の確保というようなことについてもしっかりとチェックしてもらいたいという意見が出されました。実際町がその指定管理者に対してそういった労働関係の改善だとか管理とかってということについても町の責任ってのがあるのかどうか。もしこの例えば労働基準法違反のようなことが中で行われていた際町が何かしらの指示を出すようなことがあるのかお聞かせいただけますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○毛利企画振興課長 まず指定管理自体が施設の管理を委託しているもので、その管理になんだろう、関連して事業を行っていただくわけなのですけれども、その事業自体は事業者の責任で行っていただくものだと考えております。労働環境等につきましては事業者の責任ということにはなろうかと思っておりますけれども、町として、あの施設を管理を委託している、お願いをしているというところの中からすれば改善の命令をすとかということではなくて、話し合いをしながら従業員の皆さんがよりよい、いわゆる働く環境というものを整えられるようにこちらの方も気を配っていかなきゃいけないというところだと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 議長

○中澤議長 先般のちょっと議論の中で話題になっていたのも、これ皆さんでいいのかどうかちょっとわからないのだけれども、現実的に営業等をしていない。だけれども12月分まで、12月まで指定管理料というかは払っていたというお話があるのですけれども指定管理料自体は協定書に基づいていると思うのでその協定書の写しをちょっと配布していただ

けないでしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○毛利企画振興課長 その協定書ってというのは振興公社と交わしている協定書ということでしょうか。承知いたしました。委員の皆さんにということによろしいでしょうか。

○10番 中澤千夏志委員 お示しいただけるならね。どういう根拠に基づいて12月までお払いしたって今日町長が若干本会議の席でもお話にはなっていたのだけどよくわからないので。

○毛利企画振興課長 その協定書の中では1年間ということでは3月31日までという協定になっていようかと思えます。年度の途中で、みのわ振興公社から辞退したいという旨の申し出をいただいたということの中で、いつまでにするってのは協定ではなく、いつまでという伺いの中で、内部の伺いの中で決めているのだというふうに思っております。

○中澤議長 そうするとね、実際にここでもって指定の期間が変更になる。だけれども指定の期間というの実際は来年の3月31日までであったわけでしょう。だけれども協定書上の金額は年間で決まってるから全部払う、こういうことですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○毛利企画振興課長 確か年額で1,000万を超えるような指定管理料だったと思えます。で、月割りによって、いわゆる12月まで精算をするという恰好になっていたかと思えます。振興公社の方の指定管理料は、ですので1月から3月までについてはその年割額の中の1月から3月分についてはお支払いをしないという格好で進めております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 金澤委員

○9番 金澤委員 それに付随する質問なのですが今言ったように12月31日までが現在のみのわ振興公社で、たまたまというか次の本会議で可決されれば新しいところが1月1日からになりますがそこでブランクなしに引継ぎになりますよね。この間の町長答弁でも財務処理が残っているために12月31日までにしたという答弁ありましたがそもそもその財務処理の必要月数がたまたま2カ月だったのか。そもそも本来2カ月必要だったから今回9月末までかな、前のとこやったの営業実態は。そうすると3カ月か。だから3カ月全く営業実態がない期間が指定管理として発生してますよね。ですから、その財務整備に必要な期間がそもそも3カ月だったのか。たまたま次の乗り換えが1月1日で計算したらたまたま3カ月になったのか。この5月にもし営業を辞めてればそこから起算して8月いっぱいという契約期間にしたのかどうかということをお聞かせいただきたいと思えます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○毛利企画振興課長 次を担っていただく事業者さんが1月1日からでございますので、そこまでの間、施設を管理していただくという意味で12月31日まで振興公社に管理を委託しているところの中にも含まれていていわゆる残務処理も含めて引き継ぐまでの間を振興公社に責任を持って管理していただいているというものでございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。金澤委員

○9番 金澤委員 年1,000万っていうと概略月80万ぐらいというふうに見た場合にそうすると全く営業実態がなくても建物、施設を管理するだけで80万を支払っているという理解になるわけですか。営業実態があるときと何らその辺の差はないと。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○毛利企画振興課長 そうです。施設の管理を指定管理として委託しておりますのでそういったことになろうかと思えます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 伊藤委員

○1番 伊藤委員 関連のことですけれど昨日の段階で町長の回答の中に、答弁の中に1月からの指定管理料はいただかないというようなお話がありました。このことについて業者からの、新しい業者さんからの申し出で指定管理料はいただかないという話だったのか、もともと町が指定管理料は払わないけれど営業はしてほしいという話の中から進んだ話なのか、ちょっとお聞かせください。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○毛利企画振興課長 指定管理を新たに募集するに当たってその募集の要項の中に指定管理料の上限というものを設定をさせていただいております。その上で応募をいただいたということになっておりますけれども指定管理料の上限は0円ということで指定管理料払わないという条件で募集をして応募をいただいた現在の業者に、業者といいますか、候補者に決まったという経過でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 伊藤委員

○1番 伊藤委員 初めからそういうその指定管理料は払わないという条件があったから、2社ともそういったことで出したということでもいいですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○毛利企画振興課長 その条件の中でご提案をいただいたというところでございます。また山彦化成さんにつきましてはさらに月額20万円のいわゆる賃借料を支払うというような提案もいただいております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 伊藤委員

○1番 伊藤委員 これで山彦さんに言わせると16日の決定した段階からもう改装に入りたいというお話で12月のうちに改装しながら1月にずれ込んでいきながらオープンをなるべく早くしたいというようなお話ですけどそういう12月31日まで今前の振興公社の要するに管理料という形をとるっていうことがちょっと合わないような気はするのだけどその改装中の部分が例えば2週間ぐらいになるのかな。そういう部分の話はどのようになっているのですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○毛利企画振興課長 施設の管理自体はどこかでいつからいつまでというものの区切りをどうしても付けなければいけないというところがございます、いわゆる12月31日というところの中で今のみのお振興公社の方のその管理の期間を切った、またこの募集に当た

令和元年12月定例会総務産業常任委員会審査

っては1月1日からというふうに募集をしておりますので、スタート時点は1月1日からして指定管理をお願いするというので進めたものでございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。金澤委員

○9番 金澤委員 今回の答えだと質問に対しての正確な回答でないと思うのだけど、私のさっきの質問をそのままいくと財務処理の必要期間が絶対期間として本当に3カ月あったのか。たまたま次が1月1日になるからそのブランクを埋めただけなのかということは、さっき建物に対する管理料を払うというのはわかりました。その期間が3カ月という期間が妥当なのか、たまたまなのかということに対してはいかがですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○毛利企画振興課長 残務期間に要する日数が正確にどのぐらいかということについては私どもの方もすみません、承知はしておりませんが、いずれにしても1月1日もしくは12月31日を基準にして指定管理者が変わることと、もう一つはいわゆる施設を管理するのにどなたに管理をしていただくかということの中で、そういった切れ目というものをつくったということでございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。金澤委員

○9番 金澤委員 もうこれ以上の中身はね、たぶん企画振興課じゃなくて産業振興課の窓口になると思うので、今の伊藤さんの話もね、本当にそうなの。よそで管理するところ勝手に中入っていきるってことがいいかっていう話になるので。

○11番 荻原総務産業常任委員長 伊藤委員

○1番 伊藤委員 今話聞いているとね、振興公社が管理しながら改装をするのは今度やる山彦さんと、そういう中で改装を進めていって、で営業をするというのは話が合わないような気がするのだけどどうでしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○毛利企画振興課長 施設の管理を責任を持ってどなたがするかっていうものを二重にするというわけにはいきませんので、いつからいつまでというものをいわゆる境目を持って決めたというものでございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 伊藤委員

○1番 伊藤委員 それならね、細かいことを言うようだけどね、その段階で引き継いだ形の段階で日付、日割りか何かにした段階の残り分の12月の管理料を山彦さんへ払うとかいう方法だってあるのじゃないですか。どうでしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○毛利企画振興課長 管理料としては山彦さんにお支払いはしないといういわゆる条件といますか、交渉したことでするので、山彦さんにお支払いするってことはないってことだと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 伊藤委員

○1番 伊藤委員 1月1日からね、なってるわけでしょ。12月はなっていないでしょ。そ

このところを聞いてるわけ。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○毛利企画振興課長 その12月31日までは責任を持って振興公社に管理をしていただいているということですので、その間事業者さんが入って改装してるかもしれないですけども、責任は振興公社にあるということですので。ですので山彦さんがいわゆる管理をしているというものではないというふうに理解をいただければと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 議長

○中澤議長 この新しい契約、その山彦さんとされる、そのこと自体は今までの契約と比べると年額で1,000万円を超えるようなお金を支払ってやってもらったということに対して今説明を聞いてると、今度は月額で20万くらい利用料もくれるっていうのだから、新しい方の契約のことは大変ある意味では結構なことだと思うのだけれども、ただお話を聞いてると今までの契約がいかにかいひどすぎるかないう感じがするのよね。わざわざ月割りにしてみても何にもしてないで、そのさっきのざっとすると80万ずっと払い続けるっていうのがたまたま振興公社だから優遇したのかよくわからないのだけれども、ちょっと今までのが本当問題があるなという感じがするのだけれどね。ちょっとこれ感想ですけど。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○毛利企画振興課長 このたびこの前にかこうじょについても指定管理の委託をみのわ加工さんに振興公社から変わったという経過がございます。そのときの指定管理のこの議案につきましても議決をいただく際にやはり同じようなご指摘をいただいているということは承知しております。振興公社に委託する、そのいわゆる委託料について、もっと精査が必要ということのご意見はいただいております。私どももそういったことには注視していかなきゃいけないなというふうには思っております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 ないものと認めます。それでは討論に入ります。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第20号 箕輪町公の施設の指定管理者の指定期間の変更及び指定管理者の指定について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議なしと認めます。それでは最終日報告いたします。

【企画振興課・みのわ魅力発信室 終了】

③税務課(収納対策室)

令和元年12月定例会総務産業常任委員会審査

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは会議を再開いたします。議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)税務課に係わる案件を議題といたします。お願いします。課長

○日野税務課長 それでは議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)の税務課に係わる部分について説明を申し上げます。細部説明のところの説明をしたいと思いますので、一般の23ページをご覧ください。税務課に係わる補正については人件費についてのみの補正でございまして2款の総務費でございまして2款 2項 1目の徴税費の0251の税務総務費になります。職員手当の減額36万1,000とそれから共済費の減額6万9,000円ということで43万の減額補正でございまして。説明については以上であります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 ただいま説明がありました。これについてご意見ご質問あればお出しください。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 ないようでありますので討論入ります。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)、税務課に係わる部分について原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議なしと認めます。それでは最終日報告いたします。

【税務課(収納対策室) 終了】

④産業振興課・商工観光推進室

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは会議を再開いたします。それでは議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)産業振興課商工観光推進室に係わる案件を議題といたします。説明をお願いいたします。課長

○三井産業振興課長 それでは一般会計補正予算(第3号)につきまして説明を申し上げます。補正予算書の一般の32ページから歳出から説明をいたしますのでよろしくお願ひしたいと思います。先に人件費にかかわる分につきましては総務課の方から説明があったかと思っておりますので、それ以外の分につきまして説明を申し上げますのでよろしくお願ひしたいと思います。なお本日農業委員会の次長ちょっと葬儀のために欠席と、あと耕地林務係長の高山でございまして本日は災害査定の手入れでといたしまして金額を決める会議に出席しておりまして欠席しておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。それでは32ページ関係する係長よりご説明申し上げますのでよろしくお願ひいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○土岐未来農戦略係長 それでは補正予算の内容について説明させていただきますのでよ

ろしくお願いいたします。ご覧いただいている32ページ中段より下あたり0611地域農業振興事業費でございます。交付金の増として13万2,000円をお願いしているものです。こちらにつきましては皆さんご存知のとおり、にこりこ、直売所にこりこが閉店をいたします。直売所にこりこに現在会員さんが登録されているわけなのですが、その皆さんは1年間そちらに出荷するための代金として1,000円をお一人ずつお支払いをいただいております。行政のリニューアルの都合でそちらの方を2月の末で閉店し、伴いまして1,000円で12カ月ということなのですが返金分が出てしまうということがございます。その分をお返し必要があるわけなのですがここで運営主体が変わり、そして新たに農協様へ移っていくわけですがこれまである種、公共施設として行政の施策の一環として農業振興していた施設にご協力いただいている出荷者様ということがございますので気持ちよく次に引き継いでいただきたいということと返金ということをあわせてお一人温泉券を2枚お送りすることを振興公社の名前でさせていただきたいと思っております。それに係る経費分として今回要求要求させていただいているものでございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○三井産業振興課長 続きまして0619農作物の有害鳥獣駆除対策事業費であります。13の委託料でございます。クマ放獣作業委託料の増ということで本年につきましては5頭を当初予算で予定しておりましたが今年は熊の出没が相次ぎまして足りなくなっているということで8頭分ということで24万3,000円の増額をお願いしたいということでございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○土岐未来農戦略係長 続きましてその次のページ33ページをご覧ください。0620農業振興戦略費でございます。地域おこし協力隊に関する費用を多数載せさせていただきました。こちらにつきましては予算自体の変更はございませんが、活動に応じた組替をお願いさせていただくものでございまして具体的には研修への参加ですとか野沢菜をホエーという牛乳の成分で漬けているのですがそういったものに対する保健所の検査ですとか、そういったものの手数に充てていきたい、そういった内容につきまして組替させていただくものでございます。それからかこうじょの備品修繕を11万7,000円お願いしているところでございますけれども備品のクウボというジャムなどを作る、真空でつくる機械なんです、その部品について、経年劣化により故障しておりますので、そういったものについての修繕をご相談したいものでございます。続きまして0623農産物直売所等改修事業費でございます。一帯のリニューアルの詳細設計の委託料として800万をお願いさせていただいてるものでございます。詳細設計の中身につきましては現在検討を進めておりまして今JA上伊那樣などこれから担っていく皆様と協議を進めておるところですが、仮図面等を既存予算等で作成させていただいております。そういったものを受けまして12月の補正で詳細設計へつないでいき、来年の10月オープンに間に合わせていきたいということでございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○三井産業振興課長 続きまして同じ33ページの下になります。13の委託料、水路等改修工事設計委託料の増と合わせまして15の工事請負費、水路等改修工事費の増ということで250万計上してございます。これにつきましては先般の集中豪雨等で越水しました役場の北側の新井の部分の水路改修費用でございます。越水した部分の嵩上げの部分と、あと間仕切りのカラーの漏水が見られるということで、間仕切りの補修その費用でございます。それから引き続きまして飛びますが、43ページをお願いします。43ページ災害復旧費の関係でございます。まず1120林業施設災害復旧費でございます。こちら委託料としまして災害復旧測量設計等委託料131万、合わせまして工事請負費林業施設災害復旧工事ということで1,300万でございます。この2件につきましては先般の19号台風によりまして、かやの高原のちょうど中樽線を上っていったところの四辻がありまして、そこから箕輪ダムへまっすぐいけば下ります。左へ曲がれば萱野高原で、右に曲がると峯山林道ということで伊那に向かっての林道が走ってます。ここの路肩が2カ所大幅に崩落してありまして、現在国の方への災害復旧の申請を行っております。これに対する復旧工事費用と合わせまして測量設計の委託費用ということで計上をしてございますのでよろしくお願ひします。なお、査定につきましては昨日から行われておりまして今日県庁の方で金額が確定してまいりと思ひますので場合によりまして若干金額によりまして3月に一部査定の具合によりまして補正があるかもしれませんがよろしくお願ひしたいと思ひます。続きましてその下1122町単独林業施設災害復旧費でございます。こちら使用料及び賃借料、重機等借上料増ということで34万お願ひしたいと思ひます。こちらにつきましては、同じく台風19号で倒木がかなり林道でございまして特に根こそぎ倒れた部分については、単に伐採だけで済まなくて根の除去等もございまして、重機借上げ料の不足分を増額をお願ひしたいものでございます。以上が歳出でございまして続きまして歳入について関係についてご説明したいと思ひますがまず初めに6ページをお開きいただきましてまず繰越明許費でございます。これも企画振興の方で説明もあつたかと思ひますが、一番下の災害復旧費、林道峯山線、先ほどご説明いたしました路肩が2カ所崩落しているということで、こちらの管理工事費等を含めまして1,431万繰越明許をお願ひするものでございます。それからすみません。13ページをお開きいただきたいと思ひます。歳入にかかわる部分でございます。先ほどの峯山林道にかかわる災害復旧費0206の農林水産業費県補助金、ちょうど真ん中でございますが林道施設災害復旧事業補助金ということで650万計上してございます。こちらにつきましてはとりあえず半分の50%分の補助率で見っておりますがご承知のとおり19号等につきましては激甚災害の指定になりまして見込みとしましたら補助率が90%以上にはなる見込みではあります。また金額が確定次第補正をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○11番 萩原総務産業常任委員長 それではただいまの案件につきまして皆様方からご意見ご質問等ございましたらお願ひいたします。よろしいですか。岡田委員

○2番 岡田委員 すみません、32ページ。ちょっと説明聞き逃したのかもしれないので

令和元年12月定例会総務産業常任委員会審査

すがクマの放獣ですけれども当初5頭を予定していたけれども8頭にしたっていうのはプラス3頭なのか、プラス8頭なのかちょっとお聞かせください。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○三井産業振興課長 プラス3頭ということでよろしくをお願いします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 なければただいまより討論に入ります。討論ある方よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。

それでは議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)産業振興課・商工観光推進室に係わる案件につきまして原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 ないということであります。最終日報告いたします。

【産業振興課・商工観光推進室 終了】

⑤建設課

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは会議を再開をいたします。議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)建設課に係わる案件を議題といたします。お願いいたします。課長

○唐澤建設課長 この12月議会の建設課に係わる案件、議案第14号一般会計補正予算(第3号)の建設課に係わる部分の説明をさせていただきます。予算書お手元にあろうかと思えます。お手元にあろうかと思えますのでまずページを36ページ、37ページをお開きください。36ページと37ページが8款の土木費になってます。歳出側の補正は建設課はこのページ両ページのみでございます。なおこのページの中で土木総務費、36ページの上段ですけれども職員手当共済費というのが含まれてます。これについては総務課の管轄ですので説明は割愛します。それからそのページの下段、都市計画総務費の中の給料手当、共済費についても割愛をさせていただきます。残りですが36ページの中段の道路維持費に2項目、それから37ページに1項目あります。これについて担当の根橋係長から説明させますのでお聞き取りください。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○根橋建設管理係長 では私の方から8款の2項の1目にあります0810道路維持費の関係についてご説明いたします。こちらのところの11節の需用費、まず消耗品費といたしまして凍結防止剤の購入を92万円増額として要望しております。こちらにつきましては例年の実績額を踏まえまして5年間の平均が3,500袋という形でしたので、そちらに対しまして当初予算額がこちらに書いてありますような92万円現在不足しておりますので、そちら

について増額要望をしているものです。続きまして細節6の方になりますけれども修繕料、こちらの方、町道側溝路肩等修繕、こちらを123万円増額要望しているものです。こちらは先ほどと同じになりますけれども、こちらが昨年の11月以降のものになりますけれども、そちらの方にかかった修繕費の経費等を踏まえまして不足額として123万円を増額要望しているものです。続きまして37ページの方をご覧ください。こちらの8款の4項の3目、0857の都市公園管理費です。こちらの方の13節で細節1の委託料、こちらの方で支障木の伐採等の委託料につきまして162万8,000円増額要望しております。こちらは天竜公園の西側、今度伸和精工が今建設しているところになりますけれどもそちらの方の建物に樹木の一部がかかってしまうということになりますので、そちらの方の処理費用という形で増額要望しているものとなっております。説明は以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○唐澤建設課長 歳出側の補正は以上でございます。あとですね。繰越明許費の設定をお願いしてございますので6ページをお開きいただきたいと思っております。6ページに第2表、繰越明許費とありましてその表の中段に8款の土木費が3件ございます。これにつきまして工事の係長の方から説明させますのでお聞き取りください。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○藤澤建設工事係長 では第2表の繰越明許費について説明させていただきます。今話出てきました通り3段目になります08款 土木費になりまして事業名が社会資本整備総合交付金事業道路改良工事でございます。こちら継続して実施しております町道6号線伊那プリンスホテルの通りになりますけれども、こちら工事の設計積算に時間を要しまして今度の1月に契約予定で5月の竣工を目指して進めてまいります。この工事につきましては今回の工事をもって完了するよう目指してやっています。その下でございますけれども防災・安全社会資本整備総合交付金事業橋梁長寿命化事業でございます。こちら西天流水路にかかる橋梁7カ所になりますけれども、こちらの詳細設計を行います。今月契約しまして5月に上がるようにということで進めてきたいと思っております。その下になりますけど狭あい道路整備等促進事業になりまして町道115号線になります。こちら沢保育園の入り口といいますが、大沢線から入っていた保育園までのところになるのですけれども、こちらの道路の整備になります。1月に契約しまして5月の竣工を目指して進めてまいります。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 ただいまの説明でご意見なりご質問ございましたらお願いいたします。岡田委員

○2番 岡田委員 37ページの土木費ですけれども支障木伐採委託料というので天竜公園の伐採ということですが、樹種と本数、あと材積をお願いします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○根橋建設管理係長 申し訳ありません。樹種の方はちょっとまだ載っていないのですが、本数伐採するものは2本になってます。その根本から切る予定のものは2本になってまして、ただそれ以外にもちょっと周辺の木で西側の民地の方へかかってしまう木が

令和元年12月定例会総務産業常任委員会審査

何本か見受けられますのでそちらの方2、3本なのですけれどもそちらの方の枝払いの方もあわせて計上しております。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。岡田委員

○2番 岡田委員 材積をお願いします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○唐澤建設課長 見積もり上材積出てないのですけれども処理が5tくらいの見積もりになってます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他にありませんか。岡田委員

○2番 岡田委員 本数が伐採本数は2本でどれぐらいの枝の剪定かわからないですけれども、枝を払うのが2、3本ということで162万8,000というものの見積もりはどうやって出したのでしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○唐澤建設課長 業者さんからいただいているものでありまして労務賃それから使用の機械ですね、クレーンですとかダンプそういったものの経費の積算になっております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 ないようでありますので、討論に入ります。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。

それでは議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)建設課に係わる案件につきまして、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議ないものと認めます。それでは最終日報告いたします。

【建設課 終了】

⑥水道課

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは会議を再開いたします。議案第18号 令和元年度箕輪町水道事業会計補正予算(第1号)、そして議案第19号 令和元年度箕輪町下水道事業会計補正予算(第2号)一括で説明をお願い致します。課長

○田中水道課長 それではまず最初に議案第18号 令和元年度箕輪町水道事業会計補正予算(第1号)の説明をいたします。1ページでございますけれどもこちらにつきましては本会議でご説明したとおりでございます。3ページ予算実施計画書をご覧いただきたいと思えます。収益的支出、資本的支出になります。まず収益的支出の部でございますが営業費用、総係費の移動になりますけれども5,453万円から122万7,000円を減額いたしまして5,330

令和元年12月定例会総務産業常任委員会審査

万3,000円、予備費でございますが300万に122万7,000円を加えまして422万7,000円となるものです。下水道費用の合計が5億111万円となります。資本的支出でございますが建設改良費の補正になります。第5次拡張工事費で2,822万1,000円から249万4,000円を減額いたしまして2,572万7,000円として資本的支出の合計1億7,176万2,000円となります。詳細については係長の方から説明いたさせます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○永井水道管理係長 それでは水道の4ページ以降をご説明をさせていただきます。数字につきましては先ほど水道課長の方からご説明ございましたけれども内容でございます。具体的には今年の4月の人事異動に伴う職員の人件費の補正にかかわるものでございます。トータルの人数は変わっておりませんがベテランの職員から新人もしくは2年目の職員への人事異動がございまして、それに伴う減額補正となっているものでございます。まず4ページをご覧いただきたいと思います。1款 1項 4目 事業9014 総係事業でございます。補正予定額マイナス122万7,000円、給料マイナス91万6,000円、法定福利費マイナス22万1,000円、賞与引当金繰入額7万5,000円、その他引当金繰入額1万5,000円、この総係事業の合計マイナス122万7,000円をそのまま予備費へ積み増すものでございます。続きまして水道の5ページをおめぐりいただきたいと思います。企業会計では、収益的支出並びに資本的支出にそれぞれ人員を配置いたしまして、そこに予算を計上し給与等をお支払いしているもので、こちら人事異動に伴う職員の人件費の減額でございます。補正予定額マイナス249万4,000円。内訳でございます。01 給料マイナス192万7,000円、法定福利費マイナス56万7,000円となっております。1ページおめぐりいただきまして5ページ、6ページ給与費明細書になっておりますがここで1点補足をさせていただきたいと思います。この給与費明細書の中段に職員手当の内訳というふうになっております。そこで比較のところを右にずっと見ていただきたいと思いますわけですが真ん中より右側に時間外・休日勤務時間手当75万4,000円の増とそれに対しましてその二つ右側期末手当マイナス21万1,000円、勤勉手当マイナス19万7,000円、一番右側に退職手当負担金34万6,000円となっております。本来人件費、ベテランから新人等に変りましたので手当も減額をするところがございますけれども今年の4月以降本来ならば減額をするところがございますが工事係長が療養休暇で4カ月ほど不在になっておりました。また皆さんご存じのように台風等の被害対応に3回から4回、また企業会計ですので出納閉鎖期はございませんで決算事務というものが4月早々から入ってまいります。決算事務の期間が5月の連休明けまで続きまして今年は10連休という大型連休がございまして、そこで職員が休日出勤をしていたために時間外勤務手当に増額をする、そういったものの手当の詳細となっております。つまり期末、勤勉手当、退職手当負担金で減額をするべき金額を時間外手当勤務に充当をしていると、そういったものでございます。

○田中水道課長 続きまして議案第19号 令和元年度箕輪町下水道事業会計補正予算(第2号)の説明をいたします。下水の予算書の1ページ、2ページにつきましては本会議で

説明したとおりでございます。4ページからご覧いただきたいと思います。予算実施計画書でございます。まず収益的収入及び支出でございます。収入でございますが営業外収益の受益者負担金1,390万円に1,155万円を加えまして2,545万円、その他営業外収益で47万円に5万円を加えまして52万円、下水道事業収益合計10億4,397万1,000円とするものでございます。支出についてでございます。営業費用の処理場費でございます。1億8,389万4,000円に107万6,000円を加えまして1億8,497万円とし、総係費4,197万円に16万5,000円を加えまして4,213万5,000円とするものでございます。予備費につきましては600万円に1,035万9,000円を加えまして1,635万9,000円とするもので事業費用合計10億4,397万1,000円とするものでございます。続きまして5ページでございます。収益的収入及び支出でございます。収入でございますが、企業債でございます。3億3,580万円に400万円を加えまして3億3,980万円とし、資本的収入合計6億4,918万1,000円とするものです。支出につきましては建設改良費、施設整備費といたしまして2億246万1,000円に350万1,000円を加えまして2億596万2,000円とし雨水排水施設整備費945万2,000円から94万3,000円を減しまして850万9,000円とするものです。予備費につきましては300万円に94万2,000円を加えまして394万2,000円とするもので、資本的支出合計10億959万3,000円とするものでございます。詳細については係長から説明させます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○永井水道管理係長 それでは下水6ページ、実施計画明細書をご覧いただきたいと思います。収益的収入及び支出でございます。02目の受益者負担金、補正予定額1,155万円となっております。これは公共それから特環地区21口分、55万かける21口分、1,155万円の補正をお願いするものでございます。消費税の増税を控えまして、駆け込み需要が一段落するというところで、当初予算は1,390万円を見積もっていたところではございますが今現在特に特環の地区でございます。大出大永寺の分譲地8区画と見込より多く受益者負担金が納入になっておりますので増収の補正をお願いするものでございます。

○木村水道工事係長 続きまして雑収入でございます。北小河内処理場水道使用料ということで支出に絡んできますので支出の7012処理場事業の光熱水費でございます。この5万円の増というものと絡んできます。現在北小河内農集排の処理場につきまして機能強化工事を行っていますがその段階で業者が水道を使いたいということが出てきました。その水道につきましては現在水道課の方で管理している水道メーターの方をそのまま使用するという方式をとりたいと思いますので水道料の増ということで5万円を見込み、それをそのまま業者から雑収入として収入としていただくものでございます。その下支出の委託料でございます。北小河内処理場汚泥収集運搬委託料の増ということですが同じく北小河内の機能強化に伴いまして汚泥の収集運搬が発生しております。当初の見込みより水の量ですとかもろろ工程の関係等を検討した結果、汚泥収集運搬委託が多くなるということが見込まれましたので102万6,000円の委託料を増額するものでございます。

○永井水道管理係長 それでは続きまして事業7014の総係事業をご覧いただきたいと思

令和元年12月定例会総務産業常任委員会審査

います。補正額16万5,000円でございます。これは水道事業会計のところでも申し上げましたとおり4月の人事異動に伴う人件費のこちらは手当等の増額による補正でございます。手当14万9,000円、下水7ページに参りまして、05法定福利費8,000円、41賞与引当金繰入額6,000円、その他引当金繰入額2,000円でございます。収入1,160万円並びに支出の部分でございます。処理場事業107万6,000円、総係費額16万5,000円を差し引いた1,035万9,000円を予備費に増額する補正でございます。

○木村水道工事係長 1枚おめくりください。続きまして資本的収入支出でございます。8ページの収入につきましては支出が関連しますので先に支出からの説明をさせていただきます。7111施設整備事業の一つ飛ばしまして18の委託料でございます。こちらにつきましては不明水の調査を北小河内処理場区内で予定していましたがまず事業精査をして、今年度は減額をして来年度以降よりよい調査をしていきたいという形で減額するものでございます。24工事請負費の400万でございますが三日町の東部処理場区域内につきまして管渠埋設工事を行う形を当初から計画しておりましたが深さの関係で400万ほど増工になるということが見込まれそうですので補正をするものでございます。お戻りいただきまして8ページの収入の企業債でございますがこの三日町の管渠埋設工事に伴う費用につきましては企業債を借入するための増額でございます。

○永井水道管理係長 それでは下水の9ページをご覧いただきたいと思います。こちら資本的支出の人件費の補正でございます。4月の人事異動に伴う補正でございます。事業7111施設整備事業、節の05法定福利費これは1,000円でございます。端数の増額によるものでございます。事業の7115雨水配水施設整備事業、△の94万3,000円、給料△19万1,000円、手当△57万9,000円、法定福利費△17万3,000円、予備費に94万2,000円を増額するものでございます。10ページ、11ページにつきましては給与費明細書で人事係にてご説明があったかと思しますので割愛をさせていただきます。以上です。説明については以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 ただいま議案第18号、議案第19号の説明一括いただきました。これについて皆様方からご意見なりご質問ありましたらお願いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 なければ討論に入ります。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。

それでは議案第18号 令和元年度箕輪町水道事業会計補正予算(第1号)について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議なしということで最終日報告いたします。

続きまして議案第19号 令和元年度箕輪町下水道事業会計補正予算(第2号)について、

令和元年12月定例会総務産業常任委員会審査

原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 なしということで最終日報告いたします。

【水道課 終了】

⑦会計課

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは会議を再開いたします。議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)会計課に係わる案件を議題といたします。お願いします。課長

○唐澤会計管理者兼会計課長 議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)会計課に係わる分につきましては担当の係長より説明をいたします。ご審議よろしく願います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小松会計係長 会計課の補正予算になりますけれども給与、職員手当、共済費ともに総務課づけの予算の関係の増ということで提案いたします。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 ただいまご説明でご意見ご質問はありますか。

○小松会計係長 申し訳ありませんでした。ページ番号は21ページよろしく願います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 なければ、討論に移ります。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。

それでは議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)会計課に係わる分について議案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議ないと認め最終日報告いたします。

【会計課 終了】

⑧議会事務局・監査委員事務局

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは会議を再開いたします。議案第14号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)議会事務局・監査委員事務局に係る案件を議題といたします。説明をお願いします。局長

○田中事務局長 それでは議案第14号 補正予算(第3号)に係る議会事務局・監査委員事務局分について説明をさせていただきます。一般19ページをお願いいたします。議会費であります。今回議会費で1万8,000円の減であります、人事異動に伴う職員手当並びに

令和元年12月定例会総務産業常任委員会審査

共済費の総務課で計上いただいている分でございます。続いて一般 25 ページ監査委員費 2,000 円の減であります。こちらも人事異動に伴う職員手当、共済費の総務課で計上していただいているものであります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 ただいまの説明で質問・意見がありましたらお出しください。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 なければ討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 なしと認めます。

それでは議案第 14 号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第 3 号)議会事務局・監査委員事務局に係る案件について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議なしと認め、本会議最終日報告いたします。

【議会事務局・監査委員事務局 終了】

【2 日目】

⑨ 請願・陳情

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは午前中大変視察ご苦労さまでございました。それではただいまより委員会審査を再開をいたします。

まず請願の審査を行います。

受理番号 4 請願項目 免税軽油制度の継続を求める請願書ということで細部説明を求めます。朗読を求めます。次長

○小松事務局次長 請願 朗読

○11番 荻原総務産業常任委員長 ただいま請願書の朗読がありました。これにつきまして皆様方からご意見等ございましたらお出しいただきたいと思えます。木村委員

○7番 木村委員 これ 28 年のときも 12 月議会で全く同じ文章で請願が出てます。それでその時は全会一致で採択されてますし、これたまたまこういうふう書いてあるけど農業に対しても機械に対してもあるのでこのスキー場だけでなく今までも 4 回継続して来てるので、今回で 5 回、一番最初が 21 年から 3 年ずつって期限つきの法律になってるものでやっても特にいいのじゃないかな、採択してもと思えます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他かに意見がございますか。自分も農業やってる立場でやはりこういったことって大事だというふうに思っています。是非ともご審議を。ご意見ございませんか。中澤委員

○10番 中澤千夏志委員 私の意見はですね、課税というか税金の問題で要は石油精製品っていうもの A 重油、B 重油、C 重油、ガソリン、灯油、各種もろもろはあるのです。同じ原料から精製した結果各種諸々の製品が出てきてそれに対する課税制度が違うので販

売価格が変わってるっていうことで、その販売価格が変わってる原因は要するに精製会社と元売と、要するに小売との関係の交渉力の違いによって価格が変わっていると。今回はこの要するに免税制度は、要するに精製コストから生まれたその石油製品は元の価格は同じなはずなのに、要するに交渉力によって販売価格が変わるっていうことは、要するに不公平な税制のもとになるのではないかというふうな意見を持っています。なので基調としては反対です。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他にございますか。青木委員

○3番 青木委員 私もね、インターネットでちょっと調べたのですが特別免税措置が今まで継続というか、してたものがなぜこのここで令和3年の3月末で終わるのかというその趣旨がよくわからないのですよ。で、この中で何で特例措置が打ち切りになるのかという背景がご存知の方あれば是非ちょっと説明していただきたいと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 木村委員

○7番 木村委員 もともとこれってのは昭和31年頃かな、道路税っていうことで目的税で出来た法律なのですよね。それが平成21年のときに目的税から普通税に変わったのですが、これは県税なのです。税金は、国税じゃなくて県税ってことで3年ごとの時限立法になってるので最初は21年から24年までで、それから3年、3年、3年ってことで3年経ってるときは3年の時限立法っていうことでやってるので今回令和3年でしたっけ、に3年間で終わるといふ。今は30年の4月1日から3年の時限立法でやってる。だから3年以上時限立法です。やっていないのですよ。本当だったらずっとやっていけばいいのだけれうけど減免ということがあるのでずっとっていうわけにもいかない。要は普通税。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。青木委員

○3番 青木委員 はい、わかりました。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは質疑を打ちきり、これより討論に入ります。討論ありますか。中澤委員

○10番 中澤千夏志委員 反対です。討論に参加します。先ほど述べましたが要は交渉力の強い人に安くなり、交渉力の弱いところに高くなるという課税制度がベースになっていて一番交渉力の弱い人は消費者になっています。要するに我々消費者ですけれどガソリン価格、灯油価格は、要するにどうしても免税対象にはならないでA重油、C重油、大手の企業や運航港湾にかかわる事業にかかわるものに優遇されているという制度の基本になっているので、要するに弱い交渉力のない人たちに対して負荷をかけるベースになるので私は反対です。以上。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に討論ございますか。岡田委員

○2番 岡田委員 私は賛成の立場で討論に参加します。今中澤委員のおっしゃったそもそも論というのもわかるのですが、じゃあ実際その結果地域の産業が、弱い産業が廃れてい

っていいのかっていう点とはやはり次元が違う話だというふうに私は思います。農業についてもそうですし、観光産業についても地域の大事な資源であり産業ですのでそういったものをしっかりと経済的にも支援をしていくということも大事な観点かというふうに私は思いますので私はこの請願については採択すべきかというふうに思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 ないようでありますので討論を打ち切ります。

それでは採決に移りたいと思います。請願受理番号4番 免税軽油制度の継続を求める請願書に対して採択の方の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは請願受理番号4 免税軽油制度の継続を求める請願書は採択であります。最終日報告いたします。

それでは意見書の朗読をお願いいたします。

○小松事務局次長 意見書 朗読

○11番 荻原総務産業常任委員長 局長

○田中議会事務局次長 1点訂正いただきたいと思います。中段1項になりますが、ゲレンデ整備車のあと除雪機等とありますがこれ降雪機等、こちらの意見書の案降雪になってますので、読み替えていただいて検討いただければと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 議長

○中澤議長 これ出された請願に添付された意見書に沿って字句を修正した結果そういう恰好になってのるのですがたまたま出された方がスキー場経営者ということでこういう文章だと思うのですがけれども何ていうのかな、ここから議会から意見書として出すのであればスキー場のことを全面に出さなくてもすべて並列でもいいような気がするのだけど。具体的に言うと例えばこれまでこの措置に云々っていうところが、もう全部取っちゃってもこの措置が廃止された場合冬季観光産業とかそれから宿泊業、飲食業、多くの関連産業ぐらいいで出してもいいのじゃないのかなと、要は農業も宿泊業も観光産業もみんな並列で困りますということを出してもいいのじゃないのかなって思いますけどいかがでしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 木村委員

○7番 木村委員 私もこれ元々は農業者に対してつくった法律、税金じゃない減免措置なのでここにちょっと違和感があったのだけどその農業をもっと、農業とかそっちを全面に出してやった方がいいような気がします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 農業とか漁業とかね。金澤委員

○9番 金澤委員 要は道路を走る以外の車両に対しての軽油ということですよ。免税するの。だからそういう表現でいいと思いますよ。

○11番 荻原総務産業常任委員長 今それぞれの皆さん方からご意見でしたので、すみません。これを若干局長

○田中議会事務局長 そうしましたら案をちょっとまとめていただいて示していただければと思います。

○中澤議長 じゃあちょっといい。言い出しっぺだもので申し上げますけども、もうさっき言いましたように免税措置されてきましたまではいいのだけれどもその次のこれまでっていうのが始まって免税対象となっておりってところまでは外しちゃってこの措置が廃止された場合スキー、スノーボード等も外しちゃって冬季観光産業や宿泊業、それから飲食業、農業等多くの産業で経営が悪化するとともに繋ぐ、繋げちゃっていいのじゃないかなと私は思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい。今途中これまでからずっと降雪機等に使う軽油も免税対象となっておりまで消してその次のこの措置が廃止された場合スキー、スノーボード等もこれも消して冬季観光産業負担増に直結することからスキー場運営の。

○中澤議長 冬季観光産業、冬季観光産業から下も切っちゃって、スキー場の困難化まで切っちゃって、冬季観光産業、宿泊業、飲食業、農業等の多くの産業にとかそのくらいでいいのじゃないですか。木村委員の話入れれば農業をむしろ一番頭に出した方がいいかもしれない。この措置が廃止された場合まず最初に農業ってやってそれで次そしたら冬季観光産業でもいいけどさ。できるだけ元の文章活かして業種だけ羅列して書いて多くの関連事業者が経営悪化する、地域経済全体にも云々っていうそこは繋げていっちゃえばいいのじゃないのかな。後は直す必要ないと思うけど。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それじゃあもう一遍やります。免税措置をされてきました、で、途中のこの措置が廃止された場合農林業、宿泊業、飲食業等の多くの関連事業者や、これ農業消すっていうことだな、そうすると。このだもので、農業関連業者等と関連業者等の経営が悪化するとともに地域の経済全体にも深刻な影響を与えることが危惧されます。以上のことが国においては、これは。消しちゃえこれ、はい。国においては観光産業や農林水産。

○中澤議長 それはもういったものでいいじゃん。もう。国においては下記事項についてで繋げちゃえばいいじゃん。

○11番 荻原総務産業常任委員長 国においては下記事項について実現されるよう強く要請いたします。これでいいですか。はい。

○田中議会事務局長 すみません。ちょっとここで確認させてもらいます。今冬季観光産業が抜けてましたのでちょっと言います。この措置が廃止された場合農林業、冬季観光産業、宿泊業、飲食業等の多くの関連事業の経営が悪化するとともに地域の経済全体にも深刻な影響を与えることが危惧されます。そんな感じでいいですか。で、以上のことから国においては、下記事項について実現されるよう強く要請をいたしますと。はい。そこを簡略してということでもよろしいでしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 いいですね。はい、じゃあそのようなふうでお願いします。

令和元年12月定例会総務産業常任委員会審査

○田中議会事務局長 この意見書案が議案になりますのでこの案でオッケーなのか改めて確認をしていただいて、案は今構成しますので改めて後ほど配付するという事でよろしいですか。お願いします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 松茸生産組合代表坂牧美穂子さんと一緒に出された陳情第12号であります。これについてですね、若干委員会の方から小林さんに説明等をお聞きしたいということで今日は来ていただきました。私の方から何点か質問もいたしますけれども小林さんには局長の方からもお聞きしていると思いますけれども我々の議員からの質疑を前提としておりまして陳情者の小林さんから議員に対する質問はできませんのでその点ご了承ください。それでは陳情書についての朗読をお願いいたします。

○小松事務局次長 陳情書 朗読

○11番 荻原総務産業常任委員長 ありがとうございます。それでは私の方からまず何点かご質問させていただきます。そのあと各委員の方からご質問あると思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。それから陳情者に申し上げますけれども委員長から許可を得たのちご発言をマイクを使ってお願いをいたします。それでは、まず私の方から何点かご質問をさせていただきます。まず下古田区長の小林さんが本陳情書の提出者となったわけでありまして、というのは前回9月の定例会のときにも請願という形で下古田の坂牧美穂子さんからも出てまいりました。で、この今回下古田区長の小林さんが、本陳情の提出者となった経過について簡潔にご説明いただきたいと思っております。お願いいたします。

○小林参考人 私が陳情者になった経緯ですけれどもここに挙げられていますそのハザードマップの説明、それから区山林所有者のこの2件の内容については山林の問題は去年から区の山をどうしていこうか、もう山人足を高齢化が、高齢化が進んでいてその下の世代も段々そういう作業をやっている人が少なくなっている。そういう中で維持していくっていうのを真剣に考えなきゃいけないということもありましてその辺の対応をしているときに、やはり里山の近くに住んでる人たちの何ていうかな、気象によるものとか色々な面でかなりその危険度、危険性を含んでるような状況になっている。それはやっぱり以前に松茸組合の方で動いてる内容っていうのと、区の動きというのはやはり一致してるということとにかくその安全ということを考えたときに山の管理とそれから防災ということを一つの枠の中で考えていくということも必要だということでそれで、松茸組合が公的な補助金をどう活用したら有効かということにも力を入れて考えてましたのでその辺のところは区と一致する部分でありましたので、そういうことで私も名前をあげるような形で区の方も一緒に考えていくっていうそういう流れになってます。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 そうするとこの陳情は区の総意によるものなのか、区長個人の意見というっていうふうに言ったときどちらになるわけですか。

○小林参考人 区の総意として考えていただいて結構です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 わかりました。そうすると区の総意ということでありまして、区の意見を集約したという解釈でよろしいでしょうか。要するにその区議会とか

それぞれの各常会であるのですけれども、要はそういった中で図られたことっていう解釈でよろしいですか。いいですか。

○小林参考人 区会議員の定例の会議の中でこういうことで何ていうのですかね、陳情書出しますという話は出していて、でこれについて特に区議員の方からも問題が出たということはありません。それで進めてます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 わかりました。そうするとこれは毎年毎年区と議会との懇談会、毎年やってるわけですけれども、例えば懇談会終わってしまいましたけれども、例えば区長会というのが毎月多分あると思うのですけれども区長会に対してはこういったことを、どこの区にもそれぞれ財産区皆持ってるし、そういった今の山ってのは非常に難しく大変今回の台風の件もあったりしてですね、倒木あったりとか非常に難しいので、そういったことってどこの区が多分一緒だと思うのですけれども、そういった中で、例えば区長会に諮られて、例えば区でこういったことでやろうよとかっていうお話っていうのは下古田区長としてはされなかったのですか。

○小林参考人 こうしてやろうよというレベルに行くとということが一番大きなところでしてまだ本当に検討し始めたばかりということなので近々では県の林務の関係でしたっけ、センターの方の戸田さんをお招きしてCS立体図っていう山の状態が地図上で簡便にわかるというか、直感的にわかるというそういう地図を開発されてましたので、その方をお願いしてで、山の状態がどうなってるのかとか山をどういうふうに管理していったらいいかというそういう話をお願いしました。そのときに下古田でこのようなことやるのだけとということで西部地区の区長さんには話をしてそれで10人くらい集まってもらいましたかね。そのようなことでやっぱりみんな西山の人たちは同じような心配があったりこれから先どうするかということも考えてると思うので、そんな動きをやっとし始めたところです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 この財産区の長は間違いなく町長になるわけですがけれども、それぞれの財産区の区長さんが主になって一応、なってるわけで今回も中澤千夏志議員の方から山の問題についてはというお話の一般質問出ました。で当然この、こういったことっていうのはやはり町それぞれまあ当然区なのですけれども全体を動かすことに関しては町が主になってやると思うのけれども、このことでその町に対してこういったことの要望みたいになっていうのは出されておりますかね。

○小林参考人 残る形でお願いしたのは今回の陳情書という形でハザードマップの説明会をしてほしいとかっていう。ただその区の方へ来ていただいている役場の担当者にこういうことをしてほしいよねみたいな話は都度するのですけれどもやっぱりどうしてもきちっとこう残る形でっていうのは今回が初めてです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 町の方へはきちっとした文書で出しているとかそういうことはないということですか。

○小林参考人 そうですね。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい、わかりました。

○小林参考人 今回のその陳情が初めてというのはこれと同じものを町長さんあてに出してるっていう意味で。

○11番 荻原総務産業常任委員長 町長あてには出してある。

○小林参考人 これと同じものを文面でお願いしてるのが初めてですということ。はい。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それから協会、この陳情書も先ほど読んでいただいた中で見ると明確にする取り組みに当たって所有者の理解が不可欠というような話があってこれ今のところ下古田区ということになってるようですけども、これ所有者の理解っていうのはある程度はされているという解釈でいい。

○小林参考人 まだ全くそういう話は私としてというか、区として動いてるってことはまだないです。ただ先ほど言いましたようにそのお金を掛けないでできるだけ手もかけないでっていうと虫の良い話なんですけど、とにかくそういう公的なものを使ってとか今本当に人が少なくなっちゃってるので何とかそういう組合体制というか組織を作ってそういうことが利用できればというふうに考えてますのでそうなったときにやっぱり区有林というのは西山全部そうなのですけど住宅の、宅地のすぐ上里山のところはもう全部私有林というか、民有林なってまして、その上が区有林なのですよね。そうすると区有林の方は比較的手が入るのですがもう一番民家に近いところがぐずぐずになってて今回のCS立体図っていうので見ても本当に家の近くもう川が始まるようなところがぐずぐずになっているのがもうわかるわけです。で、そういう状態で私たちも区有林の中は結構歩くのですが私有地の方は、私有林の方は、なかなかいかないのをこれを機にこう地図を見たときに何かここおかしいねっていうところへ行くと確かに崩れてるのですよね。そうするとなかなか区有林だけ何とかすればどうにかなるってものじゃなくて民有林の方にもそういう手が入るというやり方が入っていかないと結局何したのかわからなくなっちゃう、そういう心配を感じましたのでやはりこれはそういう組織を前提にして動いてくのがいいというふうにそういう判断をしています。ただじゃあそれに対してそういう地権者に話を出してるかという、まだ本当に内輪話みたいな形で、誰がどこの持ち物っていうのわからないですし。よっぽど何かあればそういうところは調べてっていう形になりますけど、今のところそういう程度です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 必要だっていうことはあれですけどまあそれぞれの所有者とまだしっかりついてそこまで、お前じゃあここ何とかしろよとかってそういった話ってのはまだ具体的にはないっていう。

○小林参考人 はい。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは各議員の皆さん方から何かありましたら挙手をお願いいたします。金澤委員

○9番 金澤委員 同じ陳情書の中に二つの案件がまず提起されていますが、ちょっと内容が全く同じことではないですよね。それでその中で1の方でハザードマップの作成根拠と明示された災害予想に対する云々っていうところで全町にて開催を年内に実施すること

っていう依頼をしてますよね。これ例えば、仮に下古田区についてとかっていうことならまだわからなくもないのですが全町にということにしてる意図はどういうことなのですか。

○小林参考人 ハザードマップの説明ということに対してこれはうちだけの話でとめとくのがいいのかな、どうかなというところがありまして、何でもかという結局その一番のマップの変更っていうのはないのだけども一番の変更は警戒レベルが5段階になって防災情報の伝え方というのが大きく変わったということに対して本当に何も説明がなくていいのかというのの一つとそれからあとこのハザードマップは単なる改訂版ということではなくて昭和27年でしたかね。6年でしたか。最初の案ができて平成30年の7月の豪雨のあとに改定版が出たということは大きな意味があると思っていて結局そこで防災についての考え方が大きく変わってるということだと思うのですよね。自分の身は自分で守りなさいみたいな、そういうことっていうのはやはりきちんとその段階から行政サポートっていうような言葉に変わってるというふうに私向け止めてますけど本当にそれだけでいいのですかというところは感じました。だからこれは区有林のその地権者が云々というのは下古田の問題です。だけどハザードマップについてはどうでしょうかというところで下古田でもいいのですけどちょっとそここのところは広い意味で陳情の中に入れてもらいました。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですかね。まだあれば。

○9番 金澤委員 趣旨はわかりました。ただこれ前回の9月の定例議会でもハザードマップの件は出てますし、8月の末日に配布されたのでね、か1日か、だから9月定例議会でもハザードマップの件出てますし、今回の定例議会でも一般質問の中になんか色んなハザードマップに関する話ってのは出てます。実際に。その中で具体的に新聞等でも報道されてますけど福与区では独自でハザードマップ作成した云々ってのがありますよね。それについては何ら町への依頼とかそういうなくて独自で区としてやった事例、いい事例だと思うのですよ。そういうことも含めた中であえて全町でこの今回のハザードマップ作成の説明をする必要性ってのは今おっしゃられたようなこと以上にまだ何かありますか。私もハザードマップもちろん配付されて見て、詳細見てあとホームページ等で見て今回のハザードマップの作成意義と前回のものとどういうふうに違ったとかいうことと、で、もともと町長の答弁で何回もありますように、もともと国土交通省で発行してるものを町として印刷部として配布してるということですので、箕輪町独自であれを作成したならそれ以上の説明もまた改めてできるでしょうけど多分説明会を開催して今特に報道されたり受けてる公開されてる以上のことの説明がそれ以上に特にはできるとは思わないのですけどその辺はいかがでしょうか。

○小林参考人 説明ということに関しては私もそう思います。ただ説明会ってどういうことかというサポート側の役場の人地元へ来て話すということで結局何が変わったとか、それからこれ実際そうなのですけど今回じゃあ警戒レベル3とか4とか本当にこう微妙なところで豪雨、大雨警報が出てじゃあレベル3ですと言っても夜のうちにとか明け方もうそれがちょっと危険な状態になるなっていうときにはもう逃げなきゃいけないとかそういう

うようなところとか結構微妙な部分がいっぱいあってわからないっていう人やそれから全員避難といっても避難所に入れない実態があるとかそれから本当に下古田のような場合避難所が安全かというような話が出るのですよね。そういうのはやっぱり町が来て説明してそこで初めて色々質問が出たり話が段々出てくるっていうそういう中で色々各区の問題点とかこうしなきゃいかんという、実際に動くというところに繋がってくるのではないかなというそういうところを私は期待して、それで防災マップをつくるというのが本当一番いいのかもしれませんがそれを陳情の中でやるということの意味というものをそこに求めてました。で、ただこれ先ほども話をしましたように、実際町の方ですぐ動いてくれて色々話をしたり福与の防災マップの話を聞いて、それでこの間の区長会ってか連絡事務嘱託委員長会の中ではもうモデル地区として終わったのだけど他の区にもこういう形でボトムアップ形式の進め方をしてかなきゃいけないということでこれからどんどんやってくっていく話がありました。下古田の方にもそういう形で町から担当者が来て、それで話を進めたり、色々避難する方法とかってのも一緒に検討しながらやってきましょうという話をいただいてまして、だからそういう流れになってきたのでそういう意味では下古田だけでなく他の地区もそうやって進んでいくのであれば私はあえてここでどうしても今年度中にとかそういうことはなくてもいいのかなと思ってます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしい、いいですか。はい。伊藤委員

○1番 伊藤委員 先ほどもちょっとお話があったのですが区内の中でね、所有者の及び管理者の境を明確にし協議会を設立するという云々ってありますけれどその下古田区の区民の方の中に自分の山を持っていて数年前にはそういう区切りをはっきりした方がいいんじゃないかという話があったと。ただしその後話はなくて一旦は自分のとこの山を松茸管理組合の皆さんが自分のところにも入っていて、多分そこにも茸等を取っているのではないかと思われるという話がありました。それで本人はその山の区切りとかいうことに対してはもう全然手を掛けるつもりはないと。だからそれについてはそういう話があっても嫌だっというような話があるのだけど区民との意見は何か聞いておられるのでしょうかね。

○小林参考人 境界をはっきりさせることについて区民の同意が取れたかということで答えさせてもらいますけどむしろ私はその自分のところの山が今どういう形で何ていうのかな、境界が決まってるかも分かってなくて一応所有者なのだけどそういうのもわからない、むしろそういうところをはっきりさせてもらった方がありがたいという人は何人もいます。ただそれ以上、その山について自分の地権者としての何というのかな、権利をどこまで主張してこういうふうに使われたら困るとかそういうところの話まではまだ私としては把握していないですし、ただむしろ今一番そういうのがはっきりしてるのはここはうちの山の土地だ、ここには一切入ってくれるな、そういう人はいますし、でこっから区有林だよと言っても、いやそれは違うとうちの堺はこっからだって、そういうことでトラブルになっている例は多々あります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 伊藤委員

○1番 伊藤委員 多分そういう話の部分から話をしてると思うのですよ。それで多分木々の倒木なんかがあった場合にじゃあどっちが片づけるんだというような話まで出たことはあったということ言っていました。だから、今の話が区切りがはっきりしないことに対してじゃあ今そのままじゃあどこを区切りにつていう形の境をね、つけるようなあれはもう年齢的にも嫌だもうそんなあと自分のところにも後継者もないからそんな話はやめていただきたいという話があったのだけど、そういうような意見の声は、前の区長さん、あるいはその前の前の区長さんあたりかもしれませんがそのあたりときに何かお聞きはしてはいなかったですかね。

○小林参考人 むしろ境界をはっきりさせてくれるなという意見とかそういう申し送りみたいなものはちょっと私はないです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい。青木委員

○3番 青木委員 まずハザードマップの件ですけれど今小林区長言っていましたけれど今年始まったことじゃなくて私2年間区長会の席でも県からのハザードマップは見にくいという話はずっと区長会の席でも一部取り上げられていました。今回も県からの新しいハザードマップ出たわけですけれど水害地域1m、2m具体的にそれじゃ2mってのはどういうことだとか、ハザードマップを見てですね、自分の身を守るということが果たして実感できるかっていうことはこれは前からの課題でありまして私も実は小林さん言ったようにどこの区長もそういうこと思ってると思います。それで昨日も福与のマップ説明会に私も出ました。町からも町長はじめ中村課長も私服で来てましたね。福与の区長のお話、それからセーフコミュニティの会長の話を聞いても福与がなぜ防災マップをつくり始めたというところをさかのぼってみますと、結局県からの落とし込みの防災ハザードマップではあまり避難経路も示されてないしと、こういうことで小林今区長がおっしゃったことは私もよくわかります。それから区長会でもずっと私の以前の時から言ってきたのでしょね。で、私も出たときは町から避難経路あるいは区長も責任持って避難指示を出せ、それから常会から意見を吸い上げ、色々手段を聞いてますけど非常にここは難しいなという見解です。ですからやっぱりハザードマップ、せつかく県も各世帯に配布されたものでそれは見方をですね、少なくともこういうものはハザードマップで活かしてもらいたい、でそれにマップに補うためにはそれじゃあ何をするかという課題が残されてますけどもハザードマップそのものは10人聞いてですね、あれから理解するって人はごくわずかだと私も認識したので意見はそういうことであります。ですから説明会は区でやれば一番理想ですけども、何も被害を受けるとは自分の区にいるばかりはなくて例えば他の区に行ったりあるいは町外に出てるケースもあるだろうし、災害をいつ受けるかわからないので区単位で別にやるっていうことではなくて私も町内少なくともそういうことも必要じゃないかと個人的には思ってます。

○中澤議長 ちょっといい。

○3番 青木委員 はい。

○中澤議長 今参考人招致して参考人に聞く時間ですので参考人の質疑終わった後の時間で議論をしていただきたい。

○3番 青木委員 失礼しました。それじゃあそういうことで。

○11番 荻原総務産業常任委員長 そうですね。それぞれ委員の皆さん方に申し上げます。今日参考人で参考人もお忙しい時間を割いて出てきていただいているのでこの請願に対して、参考人の小林さんにお聞きしたいということの質問のみをお願いいたします。他に。

木村委員

○7番 木村委員 山林の所有者に伴う境界の開示準備を求めるっていうことは要するに所有者の確認、所有者とか境界について町とに、そういうところで開示をしてほしいということですか。

○小林参考人 やはりできる範囲があると思うので、そこがいいのですがちょっと私が財産区の話で町へ色々こう地番から林班の方を確認したりとかってしたときにどうも地区のよっては林班と地番が一对一になってないっていうところがあるっていうふうに聞いたのです。それもなかなか大変ですし、その資料が残ってるところも残らない、残ってないところもということで大変だということをお聞きして、もしそれを全部わかるようにするというのは結構何年かかかるなという話を聞いたものですから、それで下古田の場合そうやって組織化して動くときに誰がどの範囲を所有されてるということがその時点になっていやなかなかまだはっきりしなくてっていうことになると思います。それで早めにそういう組織を立ち上げて使うという時点で、できるだけそういうものはまとまっているという状況にさせていただきたいという、そういう趣旨です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 木村委員

○7番 木村委員 関連なのですが先ほど所有者の境、ここまではうちの土地だって言ってるって聞いたのですが家の近所、近所ってこともないけど、方は逆でどんどん下がってっちゃう。自分ちの所有を少なくしてくってというようなことでこの作業道なんかで倒木なんか倒れてもうそうなのですが、もうそこはお宅の山だよと、うちの山ではないよって人もおりますし、それでこないだちょっと私事で申し訳ないのですが、里山のところに4m道路開けたのですよ、作業道って言って、その時にいったのですが皆さん下がっちゃうてるのですよね。うちの山はここまで、あなたの土地の山はここまでだって言ったのだけど、いや違ううちはここまでだって言って逆に下がって言っちゃう人たちもいて、ちょっとさっき聞いててうちの人と逆かなあというのをちょっと逆かなあというのをちょっと感じたのですが、それで余計に開示をしてもらった方がいいのかなということを感じたものですから、さっきそういうことを聞いたのですが。

○小林参考人 どうしても必要な部分というのはお願いするところ調べてくれてというところはありますが、なかなか広い範囲でじゃあっていうときにはやっぱり組織ができてないとだめとか、開示できないとかいう話になるので、そういうことなのだと思います。さっきちょっと誤解があるといけないのですが色々多々ありますという話をしたのですが、

件数としては多々あるのですが特定の人だけですけれどね。今のところ問題になってるのは。

○11番 荻原総務産業常任委員長 青木委員

○3番 青木委員 下古田の所有地それから民有地ありますよね。財産区にしてもそれから民有地にしてもその道路敷、河川敷の境界確認、境界を確定するのは基本的には町は関与できないと思うのですよね、ここは。そういうことで町に要請したいのか、そこら辺はどうなのでしょう。基本的にはそういうことだと私は町はできないと思っておりますけれど。っていうのは木下区もそういう前例があってそれは財産区であろうとあるいは民有地であると、それは町は関与できないのですよ。下古田は現状はそこは自分達できないから町にお願いしたいということなのでしょう。その辺どうでしょうか。そこちょっと確認したいのですが。

○小林参考人 そのできる範囲、できない範囲というのも私はよくわかってないのですが、今ある情報というのはどの程度あるのかすら分かってなくて、地番で全部、何ていうのかな。堺がはっきりしてて、だけど何㎡って出ている以上は何かあると思うのですよね、資料がね。だからそれと林班の方の一致が見れるかどうかというところの整合をせざるを得ないのじゃないかなと思ってるのですけれど。私が今この陳情書の中でお願いしてるのはそこをはっきりさせといてほしいっていう、あとその協会がこっちだ、あっちだという部分は当事者なのでしょうけど大元となる資料だけはそういう形で押さえていただきたいというのが趣旨です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 青木委員

○3番 青木委員 再度確認させてもらいますが、今小林さんが言ったのは確定するためのそういうその地図なりそういうものがほしいと、示してもらいたいという意味でいいのですね。

○小林参考人 そうですね。それがそうです。そうはいつでも正になるものがそこに求めるしかないと思っておりますので、はい。

○3番 青木委員 はい、わかりました。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。中澤議長

○中澤議長 私がちょっと戸惑いを覚えているのが一つありまして、先ほど来説明をお聞きしているとこのことは、町にもお願いして、その結果町は動き出してくれたというふうにおっしゃられていますね。で、この1番も2番も議会には特に権限があるっていうことではないので、やるのは町で、だから町へ出すのはある意味当然かもしれないし、ましてや区長さんというお立場であれば当然町へ要望できる立場ですので、下古田区の要望として町へ出される。そのことはよくわかるのですけれど、なぜいきなり議会へ陳情になっちゃうのかなというのがよくわからないのですよ。議会に何を期待するのかとか議会がこういう権限を持ってるからこういうことをやれっていうのとか、その辺はそうじゃなくても、何て言うの、さっきもよく色々わからなかったのだけれどもとにかく議会へ陳情してみましようって

うことなのか、その辺をちょっとお聞きしたい。

○小林参考人 私しもその陳情ということに対してよくわかってません。ってのは先ほどちょっと話をさせてもらったのですが、町へは例えば先ほどの連絡事務嘱託委員長会でいえばそれで済む話かもしれないのですが、こういう形にして少しこういう内容を残しましょうというのが一つあったということと、それから議会の方に私が期待していた部分というのはただ単に町へ出してその文面に載ってる部分を動いてもらうっていうのはもうそれで済むのですが、結局この陳情書だけじゃなくて議会の中には町の多くの色んな状況をつかんでおられるし、それから色んな話も集まってくるというふうに思ってますので、そういうところで全体を見られるところが山にしろ安全ということに対してこんなことを考えてる区があるということをやちょっと含んでいてもらって、もっと全体を見た大きな動きの中で色々やっていただけるっていうような期待がありましてそういうところでもう私たちが出したような陳情書の些末的などだけじゃなくてもっと大きな動きをとっていただけるのじゃないかっていうそういう部分ですね。

○11番 荻原総務産業常任委員長 中澤議長

○中澤議長 そうするととりあえず先ほど言いましたように町へ出した部分である程度動き出してくれた。それでとりあえずある一定レベルの目的は果たせたというかそういう部分があるっていうふうに考えていただけるのかっていう点ともう一つは今回の例えば定例会見てますとかなり7、8名の議員の皆さんが防災とかそれから防犯マップ、ハザードマップだとかっていう問題を取り上げて議論しているのです。これをいただいたからやってるっていうことじゃなくてそういう意味では十分というか、かなりの人がこの問題を取り上げているのですが、その辺については、そういう取り上げ方だけじゃ生ぬるいということですかね。何て言うか、

○小林参考人 福与の動きや何かで大きく変わってきてるということは私が色々こういうことやってみて分かったということがあって、むしろ私の方がそういうところにアンテナが伸びてなくてわかってないというところもあるのでしょうか、ただ何て言うかな、やはり今の防災マップとかっていうのはある一律の基準の中で同じパラメーター入れて計算したもので、ざっとこう出てる。で、そういうものがぼんと出て、でそれに沿って色々動いてる。ってだけ何かもうちょっと自分たちが本当にどこへ逃げりゃいいのかという、じゃあ区長になったときにそのようなふう避難の情報が伝わってどういう対応をしていくか。で、避難所のところはこういうふうやってくかというところがどうしても区の中だけだとどうしてもうまく回らないというか、区の役員で1年とか何年かでどんどんどんどん変わっていったらそこで切れちゃうとか、そういうところを町でボトムアップなのだけでも町でフォローして、それこそ行政サポートって形で動いてくれるとかという何かそういう流れに繋がってくようなところが出てくればいいなという。ただやっぱりそれは話が出て実際の動きにならないとなかなか実感として湧かなくて、だからその話は出たけど進んでないというのが一番心配というか、そこだけなのですけどね。だから今回のようにじゃあ

本当に、本当に避難できる地区のマップをつくりましょうっていう動きになりましたよ。町からは定期的についてこういうふうに話をしながらつくりましますよ。っていうそういう動きになってくるとそういう形でじゃあ防災マップも地区防災計画も一緒につくってくみたいな流れになるとこういう流れなりやいいのかなっていう何かそういう実際の動きに繋がって、なるほどというふうになると思うのでそのところを例えばその山の維持管理にしても形として見えるような動きというふうに見えてくるといいなというふうには思っています。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。まだございますか。伊藤委員

○1番 伊藤委員 マップじゃないけど先ほどから言ってる堺の話なのですが、これももう20年くらいも前なのだけど松島区ではね、GPSから撮った図面で東山の区切りをはっきりさせようということで、そのときに全部地権者を呼んでやった例があるのですよ。それで町も立ち合う中でそういうことを区切りをはっきりさせて、当然そのように長岡の区民の山もあったということでその堺を立会いの中で全部印を打って今ほとんどもう明確化されているようにお聞きをしているわけです。その中で下古田区としてもね、そういうような形のもの、町へGPSのあれで撮れるあれは出てくると思いますので、地権者の皆さんを呼んだ形で1回区切りもしはっきりさせるようなことができることならまずそこからスタートしてきたらどうかなって思うのですがね。私のこれ意見としてちょっとお聞きいただければと思いますが。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他に。青木委員

○3番 青木委員 もう1回再度確認するのですが今伊藤さんの意見で、さっき言ったように下古田区の町ができることというのは河川敷だとか道路敷からはね、町が立ち会うこと出来るけれど、そういうところがはっきりしてないと町も関与できないですね。土地家屋省呼んできてまず土地家屋士が測量したものを町が確認すると。だから町は確認するだけの作業なので町の方がここですよということは言えないわけですよ、今の現状では。そういった段階で今どうなのでしょう、下古田は。今伊藤さんのおっしゃることは分かるけれどそういう段階踏まないと町もそこが立ち会っても何にも権限がないので、そういう動きは現在してて、町になおかつこういうことはやってくださいよということなのか、まだそんな土地家屋調査士も呼んでなくて測量も開始してなくて町にお願いという段階なのか、どうなのでしょう。

○小林参考人 先ほども言ったように私がここでお願いしてるのは正になる部分を取りあえずしっかりしておいてくださいっていうだけです。その境界の話はまたその次の話という。林班と

○11番 荻原総務産業常任委員長 地番とかそういうところだけです。よろしいですかね。岡田委員

○2番 岡田委員 お世話になります。2点お聞きしたいと思います。1点はその町にも同じ要望出されたということで若干の前進も見られるというお話がありました。私承知してないのですが町から回答があったのか、その要望に対して。で、回答の中身としてどう

いうものがあつたのかっていうのをちょっとお聞かせいただけますか。

○小林参考人 町からの回答は1番と2番が違う課へ行ってまして、1番の方はこれは総務の方、防災の方かなから出てまして12月4日付でハザードマップの説明会については説明会っていうのは同じ内容というかマップとしては変わってないので特に説明会は開催しないと。ただ地区防災マップの作成というのは福与をモデルにして先ほど言ったようにボトムアップ型で地区中心につくってきた。で、それについてはほかの区へも同じような方法で補助金を使うっていったかな、何かそういうような形で随時広げていきます。で、下古田の場合はもう来年度は下古田やりたいよっていう話を出してまして、それを進める中で役場の方も現在のハザードマップの説明だとか、それからこれからどうしてこうかという話を随時そういうものを積み重ねてマップをつくっていきましょうっていう回答をいただいています。で、下古田の方もそういう内容で進めていければ、その説明会ということに関しては本来の意味が出てくるので、いうことで話はしてます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 ありがとうございます。この1番の説明、いわゆる町が全戸に配布しているハザードマップについての説明会っていうものについては区としてはほぼ同様の内容のその目的についてはもう達成できそうだという見込みとして認識されているということによろしいですか。そうですね。だから形ばかりの説明会じゃなくて本来の

○小林参考人 説明っていうかハザードマップの使い方というか、活用方法っていうところに行ってるのでむしろその方がいいと思ってます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 もう1点すみません。陳情の要旨の3段落目ですか。森林の保全管理はという1文ですけれども1文というかその後、区や個人が単独で実施することは極めて困難だということは私もそのように思っています。例えばなのですけれども森林組合ですとかこの上伊那管内でいうと色んな森林整備の業者が存在するのですけれどもそういったところも請け負う形で森林整備業務を行っているのですが、個人の林についてもですね。団地化という形で所有者の方から同意をいただいて補助金をいただきながら森林整備を行うという、その際には森林所有者のもちろん名前も明確になりますし、同意もいただくことになるので、森林整備についての同意もいただくことになるので森林整備についての意向も確認できるということがあるのですが、そういった業者への委託というのは区として検討されたのかどうかをお聞きします。

○小林参考人 去年の話になるのですけどその山人足というか山作業をもうとりあえず中絶しようという話のときに、森林組合に結局山を見てもらったりとか、それでもうとりあえず下草刈りとか除伐はもう要らない山だねというような、そういうことで先々間伐だったら森林組合が請け負ってもペイできるような形でっていうような話ももらったりしたのですけど結局県民税、森林税の話があつたりして、どういう組織を立ち上げてどうやっていけばいいかというところがわかってないというところがあつて結局色んなところでそう

いう、何て言うのかな、仕組みを使えばできそうだという雰囲気だけで結局具体的にじゃあどこにどういう形で頼めばいいのかということをとにかく検討しないとだめだねという形で、ちょっと森林組合の5カ年計画の話とかっていうの、ちょっと今棚上げになってるのですよね。結局今自分たちの持ち駒が分かっていない状態でどういうものを使ってとか、どういうふうにしてやればいいのかというところが全然まだ検討できてなくて、松茸の方はそういうところが結構具体的に検討したりとかっていうこともしてるのだと思うのですが、まだ区の方もそういうところにかかわって一緒に見てとかっていう流れになってなくて、だから結局今は山の状態がどうなってるかとか、じゃあ本当に今度私有林も区有林も含めて下古田の山をどういうふうにしてこうかっていうような考えをまとめてくとか。それでそのときにどういう持ち駒があつてそこからお金を融通してもらってやるかとか、そういう流れに持ってかなきゃいけないんですけどそのまだとっかかりというところですよ。

○11番 萩原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 ありがとうございます。1点だけ追加でちょっと確認したいです。森林整備等の必要性は確認していて区長会等でもそういった話もあったり、町にもそういった要望をする中で耕地林務係のいわゆる、耕地林務係には林務森林整備担当の職員がいるのですが、そういった方との協議や、この相談というのはこちらからボールを投げかけて課の方からの返球というか、回答というか、対応はあったのかどうかお聞かせいただけますか。

○小林参考人 私区長になってすぐその辺のところを林務課と話ししたり実際伊那の県方の担当者呼んでくれて話を聞いたのですがまだなかなか具体的にもうそれを聞いただけで全部わかったわけじゃないので、下古田の山についてどうするかという、結局私有林も区有林も含めた形でどう考えてくかっていったときにその辺のところはどう進めていっていかまだわからないねって言って、そのまま今ちょっと立ち切れになっちゃって。だから実際にはもう県の担当者とも話をしてますし、この間のCS立体図の勉強会のときにも県の方からも担当者が2人来てくられて、で、下古田がどんなこと困ってるのかっていう話もわかってきてますのでそこでちょっと色々資料は出せますからどんどん活用してくださいねっていう話はもらってるんですけど、こっちも活用するだけのまだ力がないというか、情報もパワーもなくてというところなのです。

○11番 萩原総務産業常任委員長 他に。

(「なし」の声あり)

○11番 萩原総務産業常任委員長 それでは、以上で参考人への質問は終了いたします。本当に小林参考人さん、お忙しい中ご出席をいただきまして本当にありがとうございました。またこれから委員会で審議させていただきますので今日は本当にご苦労さまでした。ありがとうございました。

それではただいま参考人の質疑十分皆さん方この陳情についてのご理解をいただいたと思っております。それではこれより皆さん方のご意見をお聞かせ願いたいと思います。岡田委員

○2番 岡田委員 1点ちょっと私も町への陳情の採択っての、私すみません、初めてなの

でわからないのですけども、例えば先ほど区長さんの方から1番についてはもう求めてるもの以上の動きがあるというお話がありました、そうするとそれを下回るような今の現在の陳情のこの記書き以降の1番ですね。これを町に求めるというのもちょっとどうなのかわからなくて、この陳情について採択するなり、したあとはこれをそのまま町に出すのか、それとも変えたものを出すのか、もしくは採決するときにはこれと違うものを採決する、採択するということがあるのか、ちょっとその辺についての確認をしたくてお願いします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 局長

○田中議会事務局長 今岡田委員さんのご質問ですけれども、請願権、まず請願の関係でございます。請願については、いわゆる本会議で、いわゆる委員会の採択、不採択の報告がされた後に、本会議で採択すべきか、不採択すべきか判断します。それがいわゆる町宛の請願であってそれが採択された場合っていうのは請願に関しては町へ採択の結果を報告し、それに対する対応について報告を求めることができるっていうのがあります。ただし陳情に関してはその陳情の受付に関しては請願に準じて受付けてますけれど、いわゆる今回議会としてこの陳情を採択、不採択、まあ採択した場合に、その結果報告を求める案件には陳情っていうのはならないのです。ですので、ただし本会議で、議会の、議会として採択した、趣旨採択した、不採択したっていうことについては、執行部がそこに同席してるので町の議会としての考えてっていうのはそこで確認がとれるということになります。ただそこだけの話になります。陳情に関しては、ですので、あとは町で、今岡田委員さん、この陳情に対して町で今たまたま趣旨説明の中でお聞きできたところもあるのですが、この案件に対して議会としての判断は町として執行部は確認がとれるので、あとは町がもらった陳情に対してっていう判断はもう独自の判断になりますので、すみません、言い方悪い、分かりにくいかもしれないのですけど、これを議会として採択しても、それに対して町への話をする内容っていうものはないっていうことになります。ですので、結果を求めることもないっていうことです。はい。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 私の聞き方が悪くて誠に申し訳ありません。本来であれば陳情・請願・意見書の案というものがあればこの陳情というものについては請願か。請願について採択なりの判断をして、意見書の中身については議会の中で、その文面を変えたり、独自のものをつくったりして提案しますけども、今回提案するものがないということになると、この1枚の紙そのもので判断するしかないということで、これを、つまり、この1番ですね。記書きの1番もう既に実現しているというか、動いているものよりも何て言うかな、ランクの、レベルとかという問題じゃないのですけども、後ろ向きな対応を求めるということについてちょっと皆さん意見をお聞かせいただけたらと思います。

○7番 木村委員 木村委員後ろ向きなものを求めるっていうことじゃなくてこの議会から執行部へ意見書ってものは出せない、一切出せませんので。ただ議会でもこの内容について承知したよという程度ですね。だから請願でもそうなのだよ。出しても請願もないの

令和元年12月定例会総務産業常任委員会審査

だけど採択しましたよってやつを出してもそれを答えてくるかどうかは、ということです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 すみません。そうするといわゆる、採択したとしても、形としては趣旨採択みたいな中身になるのですね。そういうことですね。わかりました。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。金澤委員

○9番 金澤委員 いずれにしても委員会として、これを仮に採択した場合には委員会での先に本会議で諮ってってことになるでしょうけど、議会としても、年度内に全町での説明会をしてくれよという依頼を同時にすることになるけどそういう理解でいいのですかね。違うの。これに採択するってことは年度内に実施することってことを採択するってことは議会としてもそれに同意することってことじゃないの。だから議会としても年度内に町にハザードマップの説明会を開催することを要請なりってということになるじゃん。開くことを同意なり、開かなくていいよってことにはならないでしょ。これで年度内に実施することってことの陳情に対して、採択するってことは。

○11番 荻原総務産業常任委員長 木村委員

○7番 木村委員 すみません。要は今の一部そうかもしれないですけどこの陳情について普通の趣旨採択と同じってことなのですよね。趣旨はわかったっていう程度になっちゃうのですよ。どうしても採択してもどこに出すわけでもないし、議会として内容はわかったよという、ただただそのわかったっていう程度がね、判断がさっき今金澤委員さんが言ったようにその採択何て言うの、すればそれは全部もう議会としても承認したよっていうふうにとるのも一部ありますね。だから討論じゃないね、今ね。

○11番 荻原総務産業常任委員長 青木委員

○3番 青木委員 要はあれですね、簡単に言えばこの意見書、陳情ね、陳情は我々意見を交わしてそれで参考人呼んでこういうことがあることも承知したし、この文面である程度理解した、承知しました。ただし町へ議会としてやっても町からの効果は期待することはできないよということでもいいわけだね。はっきり言えば。こういうことだね、期待できないとかその義務がないと、町がそれに対して対応、対策を立てることは何もないと。強制力がないと。雑駁な言い方じゃそういうことですよ。わかりました。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。伊藤委員

○1番 伊藤委員 趣旨採択という形にすれば趣旨では一応わかりましたよということを理解してるってことだから、その部分で上げていっても町としても全く同じ形が理解した。で、返ってくる言葉はもう何にもないことでもいいわけかい。ちょっとわからないのだけど。

○11番 荻原総務産業常任委員長 いい、いいのよ。いいと思います。局長

○田中議会事務局長 陳情に対して、議会で採択したから効力があるかっていうと法的根拠は正直ないということです。ただ議会の姿勢を示している、町の執行部の前で議会で姿勢を示してるって以上は町は考える必要がやっぱあるかと思います。ですので、本会議で採択されたからそれに対して本会議で何て言うのですかね、その後どうなったとかってい

令和元年12月定例会総務産業常任委員会審査

う報告を求めることはできませんけれど、また別のところで例えば違う全協であったり色々な場面のところで町の議会として採択した陳情に対して町としてどういうふうにならざるのだからかという確認はできると思いますし、それに対して聞いた中でまた意見を述べてくることが出来るかと思いますが、今回のこの陳情を本会議で採択したから町がやる気があるかないかとかいうのではなくてそういう今法的な根拠がない部分があるってことなので、採択したけど意味がないみたいなことは全然ないということになりますので、よろしくお願いをいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それではご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 なしと認め、討論に入ります。討論ありますか。中澤委員

○10番 中澤千夏志委員 賛成です。採択に賛成です。以上。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に討論ございませんか。伊藤委員

○1番 伊藤委員 今の局長からの説明やら木村委員の説明からいうとそこまでする必要がないってことが、趣旨採択の形であげればそれだけでいいのじゃないかなって気がします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 以上で討論を終わります。それでは採決をしたいと思います。先ほど趣旨採択ということが提案されましたので、まず趣旨採択をするかどうか、決をとりたいと思います。趣旨採択の賛成の方。

○9番 金澤委員 採択すべきでないと思います。反対の立場です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それ今いいの。局長いいの。局長

○田中議会事務局 今採決に入ってる段階で討論のご意見は受けることはできないと思います。なのでそのご判断で採決をお願いしたいと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論で、先ほどの金澤委員の意見はなかったのですが、今採択と趣旨採択、二つ出ましたので、その二つで採決をとりたいと思います。まず趣旨採択という提案が出ました。趣旨採択に賛成の方の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは賛成多数でありましてこの陳情第3号 請願項目 下古田区における産地災害防止を目的とした具体的な措置を求める請願書は、趣旨採択であります。

それでは以上をもちまして総務産業常任委員会請願・陳情審査すべて終了いたします。ご苦労さまでした。【一同「ご苦労さまでした。」】

【請願・陳情 終了】

午後 3時19分 閉会